

令和7年度 居住支援全国サミット

開催日 令和8年1月16日(金)
会 場 銀座フェニックスプラザ
主 催 国土交通省・厚生労働省

目 次

次 第	1
登壇者プロフィール	3
1 居住支援に関する施策説明	5
1-1 国土交通省 住宅局 安心居住推進課	別添
1-2 厚生労働省 老健局 高齢者支援課	7
1-3 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室	14
1-4 法務省 保護局 更生保護振興課	20
1-5 こども家庭庁 支援局 家庭福祉課	29
2 リレートーク	39
2-1 八千代市 健康福祉部 福祉総合相談課 主査 関口 直紀	41
2-2 (株) ハウスマネジメント ソリューション事業本部 コンサルティング営業室 シニアコンサルタント 伊部 尚子	51
2-3 静岡県 くらし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課 企画班 主査 清水 藤太	57

令和7年度 居住支援全国サミット 次第

【開催日時】 令和8年1月16日（金）13:00～17:00

【会 場】 銀座フェニックスプラザ 2F フェニックスホール

【議 事】

開 会 13:00

1. 開会挨拶 13:00～13:10

国土交通省 住宅局長 宿本 尚吾

厚生労働省 老健局長 黒田 秀郎

2. 居住支援に関する施策説明 13:10～14:10

国土交通省 住宅局 安心居住推進課長 田中 規倫

厚生労働省 老健局 高齢者支援課長 濱本 健司

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長補佐 佐藤 隆

法務省 保護局 更生保護振興課長 石川 祐介

こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 課長補佐 老月 梓

（ 休 憩 14:10～14:25 ）

3. リレートーク 14:25～15:20

テーマ：私のターニングポイント

・進行

名古屋市立大学大学院 人間文化研究科 准教授 岡部 真智子

・発表

八千代市 健康福祉部 福祉総合相談課 主査 関口 直紀

（株）ハウスメイトマネジメント ソリューション事業本部 コンサルティング営業室

シニアコンサルタント 伊部 尚子

静岡県 くらし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課 企画班 主査 清水 藤太

（ 休 憩 15:20～15:35 ）

4. ディスカッション 15:35～17:00

テーマ：住まいと暮らしを支える私たちのこれから

・コーディネーター

名古屋市立大学大学院 人間文化研究科 准教授 岡部 真智子

・メンテーター

大牟田市 居住支援協議会 事務局長 牧嶋 誠吾

NPO 法人 やどかりプラス 理事長 芝田 淳

・パネリスト

八千代市 健康福祉部 福祉総合相談課 主査 関口 直紀

(株) ハウスマネジメント ソリューション事業本部 コンサルティング営業室

シニアコンサルタント 伊部 尚子

静岡県 くらし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課 企画班 主査 清水 藤太

閉会 17:00

登壇者プロフィール

■関口 直紀(せきぐち なおき)



八千代市健康福祉部福祉総合相談課 主査
社会福祉士・防災士
主任介護支援専門員(現在失効中)

知的障害者支援を行う社会福祉法人2か所を経て、2008年度に八千代市に入庁。地域包括支援センターでの主任介護支援専門員、地域ケア会議推進、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進、短期集中サービス構築担当、生活保護ケースワーカー、自立相談支援機関の主任相談支援員等を歴任。現在は、地域包括支援センターの後方支援、老人福祉措置、成年後見市長申立事務、生活困窮者自立支援事業、多機関協働事業等を担当。

■伊部 尚子(いべ なおこ)



株式会社ハウスメイトマネジメント ソリューション事業本部
コンサルティング営業室 シニアコンサルタント
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 あんしん居住研究会 委員
豊島区居住支援協議会 会員
豊島区社会福祉協議会 地域福祉センター
防災士

ハウスメイトグループに2000年入社。仲介店勤務を経て管理の現場に配属され約800戸の管理業務を担当。現在は不動産オーナーの資産承継・相続支援の部署で働く。高齢者の住まい問題に長年取り組み、公益団体の居住支援関連の研究会委員を歴任。業界団体、行政等でのセミナー多数。管理物件の入居者の高齢化が進んだこともあり、社内にシニア対策チームを結成し、高齢入居者対応を実践している。



■清水 藤太(しみず とうた)

静岡県くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課企画班 主査
一級建築士・一級建築施工管理技士
宅建士(試験合格)・賃貸不動産経営管理士(試験合格)
神奈川県居住支援協議会居住支援コーディネーター

民間企業で現場監督を経験した後、2012年度に建築職として静岡県に入庁。営繕や観光、農業部局などを経て、2021年度から住まいづくり課で住生活基本計画や居住支援など住宅行政を担当。

【参考】国土交通省居住支援協議会伴走支援プロジェクト

地域の居住支援体制の充実を目指す市区町村や都道府県等を募集。居住支援の有識者や実践者が伴走的に支援し、地域の実情に応じた情報提供・助言を受けることができる。2025年度は八千代市と静岡県を含む6都道府県14市を採択している。

登壇者プロフィール

■ コーディネーター：岡部 真智子(おかべ まちこ)



名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授
博士(社会福祉学)・社会福祉士
「居住支援協議会設立の手引き」作成委員会 委員

日本福祉大学大学院福祉社会開発研究科修了。専門は社会福祉学(居住福祉)。福祉・住宅等の専門職が地域で居住支援ネットワークを構築するための方策を研究。「居住支援協議会設立の手引き」作成委員会委員。著書に『地域とつながる高齢者・障がい者の住まい』(学芸出版社)など。

■ コメンテーター：芝田 淳(しばた じゅん)



特定非営利活動法人やどかりプラス(居住支援法人) 理事長
しばた司法書士事務所 代表・司法書士
一般社団法人全国居住支援法人協議会 理事
国土交通省居住支援協議会伴走支援プロジェクト 委員

2007年に前身団体の「やどかりサポート鹿児島」を設立し、障害者やホームレス状態の人の住まい確保のために連帯保証を提供する「地域ふくし連帯保証」を開始。2017年頃からは「当事者主体の居住支援」を目指し、当事者の支えあいによる居住支援を展開。2024年、身寄り問題に取り組むNPOと合併し「やどかりプラス」に。「住まいとつながりをすべての人に」を掲げ、当事者の活躍を支えることで居住支援と身寄り問題に取り組んでいる。2025年1月より、鹿児島市居住支援協議会の事務局を鹿児島市住宅課と協働で担う。

■ コメンテーター：牧嶋 誠吾(まきしま せいご)



大牟田市居住支援協議会 事務局長
特定非営利活動法人大牟田ライフサポートセンター(居住支援法人)
理事長
一級建築士事務所 居住福祉空間研究所代表・一級建築士
国土交通省居住支援協議会伴走支援プロジェクト 委員
「居住支援協議会設立の手引き」作成委員会 委員

1992年に大牟田市役所建築住宅課へ入庁。公共施設營繕や市営住宅建替えを担当。2006年、高齢福祉部局にて介護サービス基盤整備や地域包括ケア構築に携わり、2011年には建築住宅課長として公営住宅と空き家対策と生活困窮者等の生活支援を目的に大牟田市居住支援協議会を設立。協議会事務局長として人口減少化における空き家対策と多職種連携による居住支援の推進に取り組む。著書「福祉と住宅をつなぐ(2021:学芸出版社)」※第12回不動産協会賞受賞

1 居住支援に関する施策説明

- 1-1 国土交通省 住宅局 安心居住推進課長 田中 規倫
- 1-2 厚生労働省 老健局 高齢者支援課長 濱本 健司
- 1-3 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室
室長補佐 佐藤 隆
- 1-4 法務省 保護局 更生保護振興課長 石川 祐介
- 1-5 こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 課長補佐 老月 梓

高齢者に関する居住支援施策について

令和7年度 居住支援全国サミット（令和8年1月）

厚生労働省 老健局

高齢者支援課長 濱本 健司

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現**。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要。



論点③ 住まいと生活の一体的な支援

社会保障審議会
介護保険部会（第128回）
令和7年11月10日

資料3

現状・課題

- 民間賃貸住宅において、孤独死等の懸念から大家による高齢者の入居制限といった課題があったことを踏まえ、令和6年に改正住宅セーフティネット法が成立（本改正により厚生労働省と国土交通省の共管法へ。令和7年10月1日施行）。
- 改正住宅セーフティネット法に基づき、以下の取組を進めることとしている。
 - ・ 住宅セーフティネット法に基づき都道府県・市町村が任意で作成する「賃貸住宅供給促進計画」の記載事項に「福祉サービスの提供体制の確保に関する事項」が追加されたところ、これに基づき、住宅確保要配慮者が利用できる介護サービス等の実施状況や今後の方策を賃貸住宅供給促進計画に記載することを通じ、住宅部局や居住支援法人、居住サポート住宅等が、住宅確保要配慮者につなぐことのできる介護サービス基盤の状況を把握できるようにし、居住支援の実効性を高めること
 - ・ 「賃貸住宅供給促進計画」は介護保険事業（支援）計画等の福祉各法に基づく計画と調和すべき旨が規定されたところ、これに基づき、各計画策定段階において、住宅部局と福祉部局が連携し、介護サービス等の実施の状況や今後の方策・民間賃貸住宅の供給目標等について情報共有することを通じ、福祉サービスの充実と賃貸住宅の供給の促進を一体的に推進すること
- 改正法が目的とする自治体住宅部局と福祉部局の連携による包括的な住まい支援体制構築に向けて、自治体と連携した円滑な施行が必要。

3

論点③ 住まいと生活の一体的な支援

社会保障審議会
介護保険部会（第128回）
令和7年11月10日

資料3

論点に対する考え方（検討の方向性）

- 改正セーフティネット法の施行も踏まえ、**介護保険事業（支援）計画基本指針の策定**にあたっては、地域において住まいが包括的に提供されるためにどのような内容が盛り込まれるべきか。高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるための居住施策との連携を促進する観点から、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」（令和7年7月18日）において規定された住宅部局と福祉部局の連携の必要性や住宅確保要配慮者に対して提供される介護保険サービス等の充実の必要性等を踏まえ、例えば下記の内容を盛り込むのはどうか。
 - ✓ 介護サービス等に関する施策を、**居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進**することが重要であること。
 - ✓ 施策の推進にあたっては、計画策定の段階から、高齢者福祉部局は、住宅担当部局をはじめとした関係部局と連携を図る必要があること。また、新設された居住サポート住宅について、認定事業者と各介護サービスの提供主体の連携を促進することが重要であること。

（参考）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（令和7年厚生労働省・国土交通省告示第7号）（抄）

- 一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方向
- 7 住宅施策及び福祉施策等の連携並びに関係者相互の連携
 - (1) 住宅施策及び福祉施策等の連携
 - （前略）このため、住宅確保要配慮者に係る施策の推進に当たっては、関連する情報の提供、住宅や関連施設の整備及び運営、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に係る施策の実施等の様々な局面において、住宅部局及び福祉部局等（高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活保護及び生活困窮者自立支援等を担当する福祉部局、在宅医療等を担当する部局、就労支援等を担当する部局並びにまちづくりを担当する部局等）との連携を積極的に推進する必要がある。
- 六 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な事項
 - 2 住宅確保要配慮者に対して提供される福祉サービスの実施状況や今後の方策
 - （前略）介護保険事業（支援）計画及び老人福祉計画に基づき、介護保険サービス等の提供体制を確保するとともに、**住宅確保要配慮者に対して提供される介護保険サービス等の充実を図ること**が重要である。（後略）
- 七 供給促進計画の作成に関する基本的な事項
 - （前略）この際、同計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の計画と調和が保たれたものでなければならぬことに留意する必要がある。（後略）

4

賃貸住宅供給促進計画と介護保険事業（支援）計画等との調和に向けて

改正法の内容

- 住宅セーフティネット法及び国の基本方針（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針）に基づき都道府県・市町村が任意で作成する「賃貸住宅供給促進計画」の記載事項に「福祉サービスの提供体制の確保に関する事項」を追加
- 「賃貸住宅供給促進計画」は介護保険事業(支援)計画等の福祉各法に基づく計画と調和すべき旨を規定

期待される効果

- 住宅確保要配慮者が利用できる介護サービス等の実施状況や今後の方策を賃貸住宅供給促進計画に記載することにより、住宅部局や居住支援法人、居住サポート住宅等が、住宅確保要配慮者につなぐことのできる介護サービス基盤の状況を把握できるようにし、居住支援の実効性を高める。

改正S N法に基づく基本方針

賃貸住宅供給促進計画（都道府県・市町村）※策定は任意

- 住宅確保要配慮者に関する：
 - ・賃貸住宅の供給の目標
 - ・公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
 - ・民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
 - ・入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- 福祉サービスの提供体制の確保に関する事項（新設）

福祉サービスに関する計画との調和が保たれたものでなければならない

福祉各法に基づく計画の基本指針等

福祉各法に基づく計画（都道府県・市町村）

- 介護保険事業（支援）計画
- 老人福祉計画
- 地域福祉計画
- 障害福祉計画

5

第9期計画の基本的な指針における高齢者向け住まいや支援の位置づけ

- 第9期計画の基本指針では、高齢者の受け皿として有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境の確保や、住まいの確保と生活の一体的な支援の推進を求めている。

○介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和6年1月19日厚生労働大臣告示18号）

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項 一 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現

5 高齢者の住まいの安定的な確保

今後、独居の生活困窮者、高齢者等の増加が見込まれる中にあって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題である。

地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となるため、個人において確保する持家としての住宅や賃貸住宅に加えて、有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）やサービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。以下同じ。）等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、これらの住まいにおける入居者が安心して暮らすことができるよう、必要に応じて住宅担当部局と連携し、供給目標等を定めるとともに、都道府県においては適確な指導監督を行うよう努めることが重要である。

また、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者に対応できるよう、養護老人ホームや軽費老人ホームについて、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めることが重要である。

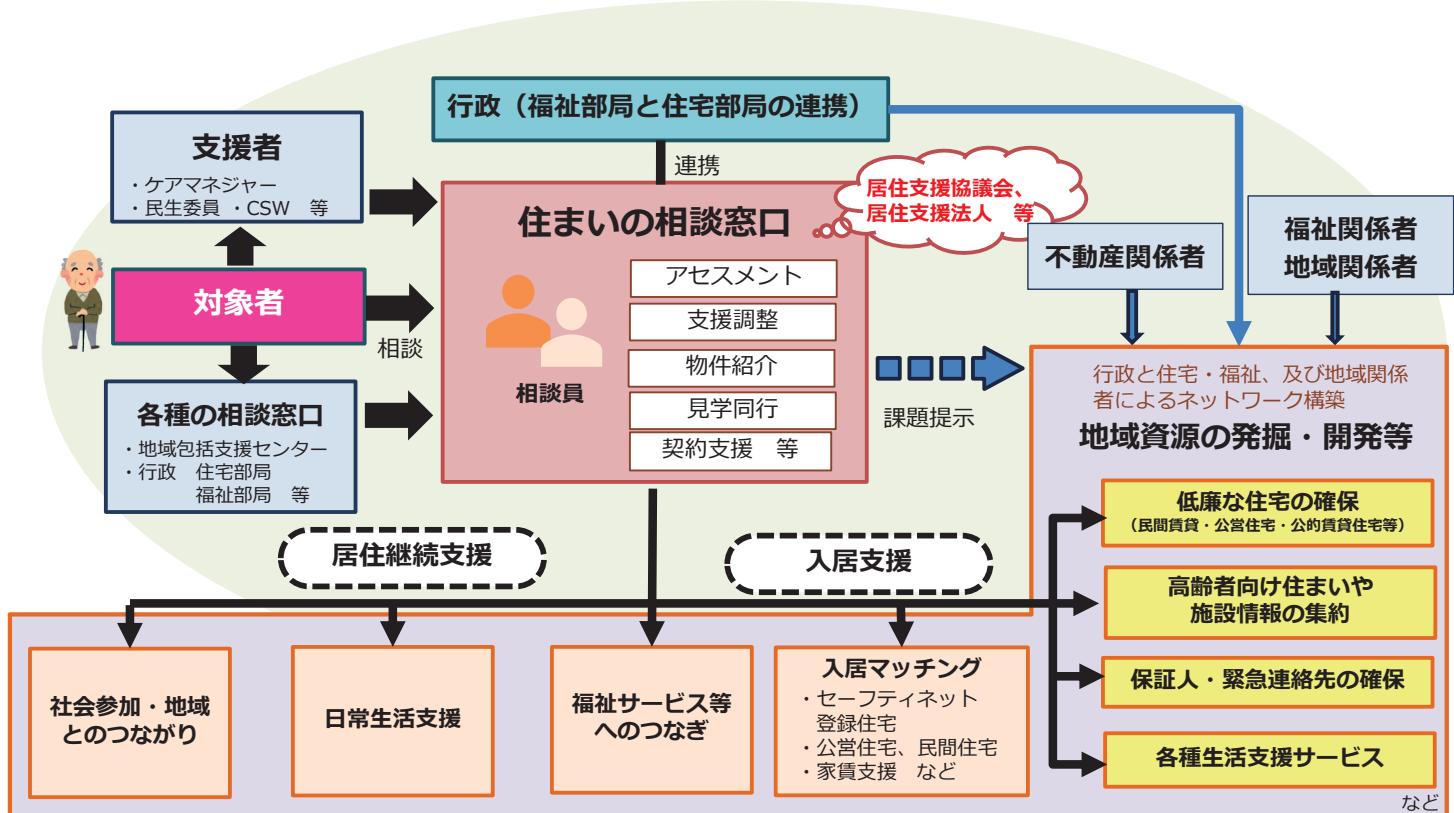
さらに、居住支援協議会等の場も活用しながら、生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の取組を推進することや、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることが重要である。

また、今後、高齢者人口や人口構成の変化に伴い地域ごとに介護需要も異なってくることから、医療・介護の提供体制の整備を、住宅や居住に係る施策との連携も踏まえつつ、地域ごとの将来の姿や課題を踏まえた「まちづくり」の一環として位置付けていくという視点を明確にしていくことも重要である。

その際には、町内会や自治会等の活動を基盤とした既存のコミュニティを再構築していくことはもとより、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活用や、NPO、ボランティア団体、民間事業者等の地域の様々な活動主体との協力によって、地域包括ケアシステムを構築していくことが重要である。

6

複合的な課題を抱える高齢者の増加に対応するための 住まいへのアクセス確保のイメージ



※令和5年度老人保健健康増進等事業「地域共生社会づくりのための「住まい支援システム」構築に関する調査研究」（北海道総合調査研究会）を改編

7

高齢者の安心な住まいの確保に資する事業（地域支援事業）

概要

- 高齢者の安心な住まいの確保と入居後の生活の安定を図る観点から、高齢者が民間賃貸住宅等に円滑に入居し安心して生活ができるよう、不動産関係団体や地域の関係者、住宅部局・福祉関係部局等が連携して、入居前から入居中、退居時に至るまでの総合的な支援等の実施や、シルバーハウ징等の高齢者が多数居住する集合住宅の入居者を対象に生活援助員の派遣を行う。
- 令和6年に改正住宅セーフティネット法が成立したことを踏まえ、取組の具体的な例示や居住支援法人等への事業委託が可能である旨を明確化するなどの実施要綱の見直しを行い、総合的・包括的な住まい支援の推進を図る。

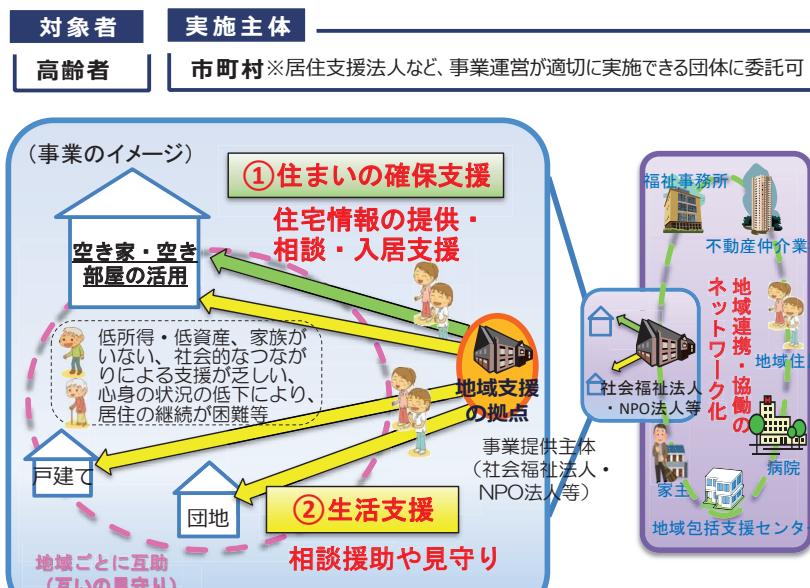
支援の内容

市町村は、居住支援協議会や居住支援法人等の仕組みを積極的に活用し、地域の実情に応じて以下の事業を行う。

なお、事業実施にあたり、福祉施策に限らず、住宅施策やまちづくり施策、既存の相談支援窓口、地域のネットワーク、地域資源や民間活力も活かしながら、事業を実施いただくことを想定。

- (1) 総合的・包括的な「住まい支援」の実施
 - ア 入居前から入居後、退居時まで対応する総合的な相談支援の実施
 - ・住宅情報の提供、入居相談の実施
 - ・必要な支援のコーディネートの実施
 - ・入居後の見守り等生活支援の実施等
 - イ 住まい支援に必要な地域資源の情報収集や開発
 - ・高齢者の入居を拒まない住宅や不動産事業者等の調査
 - ・居住支援協議会の運営等
 - ウ 住宅関係者と福祉関係者が連携した住まい支援体制の構築
 - ・住まい支援に関する各種制度や地域の取組・資源を活用した総合的・包括的な地域連携・協働のネットワークの構築等
- (2) 生活援助員の派遣事業

高齢者が多数居住する集合住宅等の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣する。



事例1:地域支援事業「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」の取組(福島県白河市)

- 白河市では、地域支援事業交付金(「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」)を活用し、令和5年4月から「白河市高齢者住まい生活支援事業」を実施。
- 介護保険外サービス得意とする一般社団法人に委託をし、高齢者の円滑な入居支援、住宅の情報提供、不動産関係団体との連携等に取組んでいる。

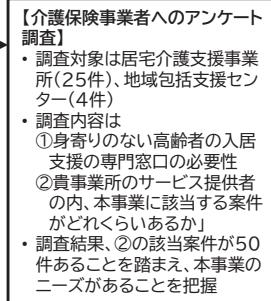


1. 事業立ち上げの経緯

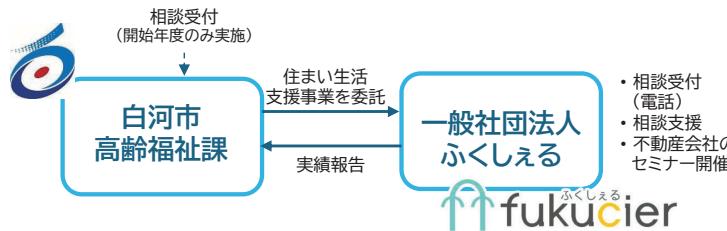
- ・高齢者の住まいに関する問題※が生じ、対応が、ケアマネージャー等に委ねられていた。
 - ※身寄りがない(緊急連絡先がないこと)で施設入所や公営住宅、民間アパートへの住み替えができない、ゴミ屋敷問題、自宅で介護サービスを利用しようとしてもベットを置く場所がない 等
- ・一方、住まいの支援は介護保険外であるため、自分たちの仕事外とする介護事業所が多く、利用者によって格差が生じた。
- ・そのため、行政が住まい支援体制を構築し、公営住宅、民賃等への住み替え支援が必要となった。

2. 事業予算化までのプロセス

- ①事業化の検討にあたり、ニーズ把握のため、市内の介護保険事業者へのアンケート調査を実施
- ②アンケート調査の結果を踏まえ、事業設計書の作成
- ③県への事業開始に係る協議(地域支援事業を行うにあたり県に要綱の確認等)
- ④委託先業者との調整協議



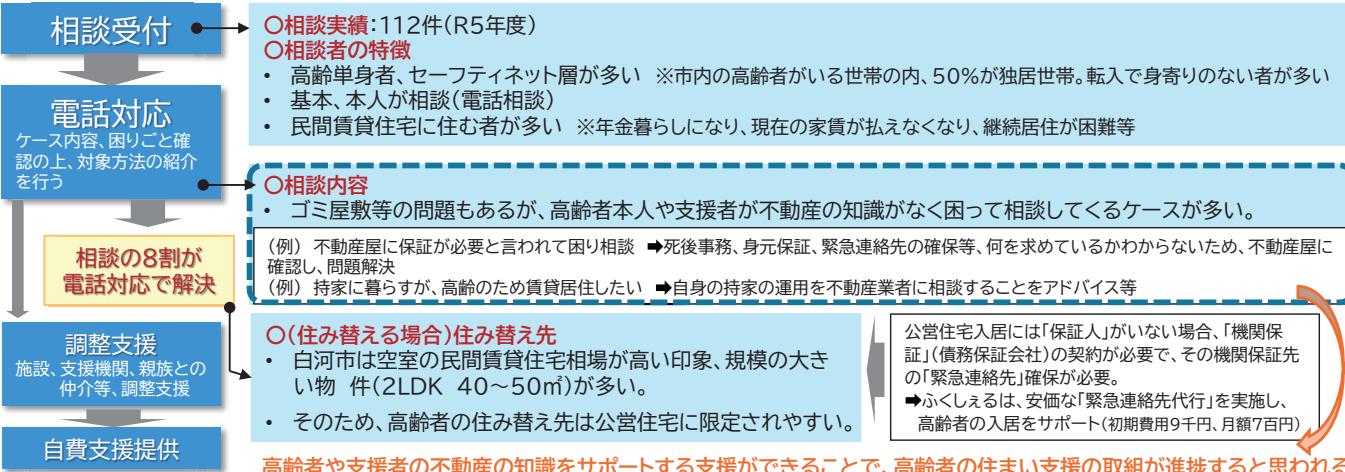
3. 事業実施体制



【ふくしえるの概要】
・福島県の居住支援法人(2018年～)
・事業内容は、介護保険外サービスの提供、身元保証サービス等
・スタッフが県全域に190名(登録制)いるため、サービス提供範囲は県全域
・(介護福祉士、理学療法士、行政書士、建築士、主婦、行政退職者等)
*白河市は高齢者の賃貸住宅入居に際して身元保証の問題が大きいと認識しており、身元保証サービスを提供するふくしえるとの事業連携するきっかけとなる。

9

4. 相談対応の流れ・実績



公営住宅入居には「保証人」がいない場合、「機関保証」(債務保証会社)の契約が必要で、その機関保証先の「緊急連絡先」確保が必要。
→ふくしえるは、安価な緊急連絡先代行を実施し、高齢者の入居をサポート(初期費用9千円、月額7百円)

高齢者や支援者の不動産の知識をサポートする支援ができることで、高齢者の住まい支援の取組が進捗すると思われる

5. 関係主体との連携体制等

- 不動産会社との連携
 - ・不動産会社へのセミナーを開催し、高齢者の住まい支援の手助けを依頼
 - ・地場の不動産会社は高齢者の住まい支援の制度について十分理解されておらず、気づきの機会となる(不動産会社が管理する賃貸物件も高齢化が進展)
 - ・ゴミ屋敷問題等、これまで不動産会社やケアマネ頼みであったのが行政が関与すること、早めの調整が可能。
- 住宅部局との連携
 - ・今後、住宅部局と連携し、県居住支援協議会を交えて、福祉連携住宅会議を開催。
 - ・地域の高齢者の住まいの課題の洗い出しを行う予定
- 市の介護保険事業計画に「住まい」の位置づけが明記
「白河市 第10期高齢者福祉計画・第9機介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)」
※「第6章 誰でも安心して暮らし、生涯活躍できるまち」「施策の展開(高齢者の生活支援体制の整備)」の中で、
「高齢者にやさしい住まいづくり助成事業」「高齢者住まい生活支援事業(入居支援)」が位置付けられている。
※また地域包括ケアシステムの定義にも「医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み」が明記されている。

6. 今後の課題

- 高齢者の住み替え支援で、債務保証会社が別途保証人を立てることを望むケースが多い。独居高齢者にとって保証人確保は問題。
- 高齢者の住み替え先として公営住宅しか選択肢がなく、民間賃貸住宅の活用に至っておらず課題。
- 高齢者の住み替えは、住み替え後の身体弱化する高齢者への見守り等ができる仕組みの構築が課題。

10

1 事業の目的

令和7年度当初予算額 25百万円（20百万円）※（）内は前年度当初予算額

- 単身高齢者の増加、持ち家率の低下により、都市部を中心に住宅確保が困難な高齢者に対する支援ニーズが高まることが想定される。
- 一方、高齢者の住まい支援に対しては、地域支援事業交付金を活用して自治体が取組むことができるが、実施している自治体が少ない。その理由として、自治体が高齢者の住まいニーズの把握が十分でないこと、取組の実施にあたり、行政内の住宅部局と福祉部局、地域の社会福祉法人と不動産業者等といった多岐にわたる関係者との調整が困難であるため、検討が進まないとの意見がある。
- 令和7年度には、厚労省が共管となる改正住宅セーフティネット法が施行され、制度的枠組みが整うことから、特に高齢者福祉に関わる行政や支援機関の職員等に対して関連制度等の周知の徹底を図るとともに、課題が多い大都市部を中心に、住まい支援体制の構築を強力に推進する必要がある。
- そこで、本事業においては、大都市部を中心に働きかけを行うとともに、特に、機運が高まった自治体に対してアウトリーチ的に伴走支援を行い、単身高齢者等に対する総合的・包括的な住まい支援の全国展開を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

1. 必要性が高い自治体に対する働きかけ・対象自治体の選定

①対象の設定

ニーズが高い大都市部を中心に、住まい支援体制が未整備の自治体や、アンケートにより把握した取り組む意向がある自治体を抽出

*居住支援協議会未設置（R6年9月末現在）

- ・政令指定都市：7市
- ・中核市：48市

②集合形式の研修会を開催

*高齢者の住まい確保に関する現状と課題

*活用可能な最新の制度・施策説明

*取組のポイントの解説

*グループワーク



③研修会を通じて取組の機運が高まった自治体を選定。

→ 住まい支援の体制構築と事業実施に向けて伴走支援につなげる

2. 事業実施に向けた伴走支援

有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援を実施

○ 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

- ・有識者や自治体職員等による支援チームを構成
- ・実態把握を行った上で、課題と取組の方向性等について意見交換や検討等を行うに当たり、有識者や自治体職員・厚生労働省職員・国土交通省職員等を派遣してアドバイスを行う。

3. 全国展開に向けた取組

○ 取組事例と住まい支援の課題・解決策を考える事例集の作成、フォーラムの開催による普及



○自治体における地域の実情を踏まえた対応方策の検討

・実態把握

大家の入居制限、支援機関と不動産事業者とのつながり 等

・府内外の関係者調整、ネットワーク構築

府内連携体制、行政と社会福祉法人・不動産団体等との協働体制

・住まい支援の具体的な事業化を検討

住まい支援の担い手発掘、住まい支援体制の検討 等

地域支援事業交付金等

支援

○事業の実施

- ・地域における住まい支援体制の構築
- ・住まいに係る相談対応
- ・社会福祉法人によるアセスメント、生活支援の実施 等

<実施主体> 国（民間事業者に委託）

<事業実績> 令和6年度実施団体数：5

11

令和6年度 厚生労働省「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」支援団体一覧

自治体	応募部局	応募概要
東京都国立市	福祉部局	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市の公営住宅がなく住宅担当部署もないため、福祉部門で住宅相談に対応している。宅建協会と協定を結んでいるが、連携がうまく取れていない。また府内においても、課題共有のみで連携は進んでおらず、業務の棲み分けが整理できていない。 ➢ 居住支援協議会を立ち上げ、相談から契約、死後事務委任契約も含めた効果的な支援をしたい。またセーフティネット住宅や支援付き住宅、他自治体の事例含め、情報が欲しい。
大阪府八尾市	府市:福祉・住宅部局、社会福祉協議会、居住支援法人八尾隣保館、	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅確保要配慮者の住まいの確保に関する複合的な課題を抱えたケースが増加しており、居住支援法人と連携しながら対応している。その中で本人の意向に沿う物件がない、途中で支援中断になるなど、ケースの約半数は解決に至っていない。 ➢ 不動産に関する人（不動産仲介業者、大家等）の理解が得られにくい。居住支援法人と不動産仲介業者等がつながる機会がなく、居住支援法人は不動産仲介業者に1件ずつ掛け合い、理解を求めている状態である。 ➢ 協議会設立により、住宅確保要配慮者が住み慣れた地域で住み続けられるよう、関係団体が有機的に連携できる居住支援体制を整えたい。行政が後ろ盾になっている体制を整備することで、不動産事業者・大家からの居住支援事業への理解を得られるようにしたい。
安来市社会福祉協議会（居住支援法人） 〔継続〕	社会福祉協議会 市:福祉部局	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 身寄りがなく、親族と疎遠の単身高齢者の住まい確保は保証人・死後対応・地域関係等の懸念から困難である。その中でも、家事のできない男性では、ゴミ屋敷化、地域からの孤立が起こりやすい。特に、山間地域で住居も老朽化した高齢者の場合、地域での生活維持も困難になり、施設入所や市街地への住替えを希望する方が増えている。 ➢ 協議会を設立し、行政、社協、不動産等各団体が協働できる体制を構築したい。また、空き家の利活用の検討、「終活事業」の創設に向けた取組を進めたい。
愛媛県宇和島市 〔継続〕	福祉部局	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和6年度発足した居住支援法人と不動産業界との関係構築を図りたいが不十分である。居住支援法人としての活動は開始したばかりであり、福祉部局とともに相談対応や入居中支援を行っているが、手探り状態である。 ➢ 今年度は、居住支援協議会設立・組織化し、支援のスキーム構築と、各関係機関との関係性づくりを目指したい。他自治体がどのように支援・連携しているかを知り、自分事として考えられるよう、研修会、勉強会を実施したい。
大分県日出町 大分県 〔令和3年度採択団体〕	市:福祉部局 県:住宅部局 社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 賀谷福祉会と日出町の合同事務局で令和6年3月に居住支援協議会を設立。不動産関係団体、社会福祉法人、居住支援法人、大学、市関係各課、県等が構成員として参画したが、相談事例はない。関係部局や民間団体との連携を強化し、相談窓口の設置、協議会周知に努めたい。 ➢ 高齢による身体や認知機能の低下等により、利便性のよい地域への住み替えを行う際、保証人や身元引受人の不在、持ち家がある等の理由で住み替えが進みにくい。孤立・孤独化しない住まい（居場所）と暮らしの確保・継続につなげたい。 ➢ 重層的支援体制整備事業（令和4年度～）に取り組み、入口の相談体制を整えたが、不動産業者との連携など居住支援の出口部分の重要性を再認識した。 ➢ 空き家の利活用、緊急連絡先・身元引受人・残置物など、関係機関等での課題共有と解決策を検討したい。体制構築に向け、勉強会など府内の問題意識の共有、行政・社協・社会福祉法人・不動産業者との意見交換会を行いたい。

12

令和6年度「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」支援例

東京都国立市「福祉とまちづくり部局の連携による居住支援体制づくりに向けて」

実施主体：健康福祉部福祉総務課・都市整備部都市計画課



- ＜応募の動機＞ ※事前ヒアリング結果(R6.7.3)
- ▶ 市営住宅がなく、住宅部局もないため、福祉部局で住まい相談にも対応している。
 - ▶ 居住支援に関する理解が進んでおらず、府内の連携や役割分担ができない。
 - ▶ 宅建協会と協定を結んでいるが、個々の不動産事業者との連携には至っていない。
 - ▶ 住まい確保から見守り、残置物処理も含めた支援が可能な居住支援協議会を立ち上げたい。



<R6.10.16>
現地支援①

- 【課題認識】
△府内で協議会の必要性が共有されていない
△居住支援に対する認識や理解に差がある

【第一部】レクチャー①
居住支援の必要性、基本的な考え方・進め方を学ぶ
【第二部】一人一言
参加者一人ずつ、居住支援に対する考え方や思いを発表・共有(互いの考え方への理解)

- ＜成果＞
○居住支援に対する理解促進と共有・共感
○互いの課題や業務内容への理解が必要(気づき)
◆互いの課題等を共有する機会が必要(気づき)

<R7.1.8>
現地支援②

- 【課題認識】
△支援が福祉の各分野に分かれ、統一の窓口がない
△都市計画課の役割が定まっていない

【第一部】レクチャー②
居住支援の進め方、空き家利活用の可能性を学ぶ
【第二部】意見交換
各課の業務内容や居住支援に関わる困りごとの共有、活用できる資源などの共有

- ＜成果＞
○府内で互いの得意分野や課題を共有し、同じ熱量を持った仲間意識を醸成
◆まずは、不動産事業者・大家のニーズや課題の理解が必要(気づき)

<R7.2.27>
現地支援③

- 【課題認識】
△個別の不動産事業者との関係構築が進んでいない
△不動産事業者と福祉関係者の接点が必要

【第一部】レクチャー③
入居者と大家を支える仕組みづくりについて学ぶ
【第二部】事例発表
包括、福祉の相談窓口の各担当より、支援内容、住まいに係る課題の共有と質疑応答

- ＜成果＞
○不動産事業者・大家が抱える不安への理解(気づき)
○不動産事業者の居住支援に対する理解促進、前向きな意見の把握

その後の展開

○協力不動産制度へ移行

- ・個別不動産事業者との関係づくり

○「すまいサポート窓口」創設

- ・自立相談支援機関に居住相談機能を付加(居住支援法人へ委託)※R7.9にスタート

○居住支援に係る会議開催

- ・府内横断で、住宅施策を率直に議論する場として部課長級会議を開始

府内では、段階的に問題意識の共有、深化ができました。また、つながり自体はあった不動産関係者とも前向きなつなぎ直しがスタートできました。これらを土台に、さらに相互理解の輪を広げ、支援体制の具体化が進むことを期待します。



日本大学 教授 白川泰之

初回支援に健康福祉部長と都市整備部長が出席され、国立市の熱量を感じました。他部署や民間団体(不動産店)との課題共有を丁寧に取り組まれたことは良かったと思います。市営住宅が無いことは不動産団体に頼れるメリット(武器)ですよ!



公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会事業部 担当部長 入原修一

生活困窮者自立支援制度等における居住支援

令和7年度 居住支援全国サミット

令和8年1月16日

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

第1のネット

社会保険制度・労働保険制度

第2のネット

求職者支援制度
(H23.10~)

生活困窮者自立支援制度
(H27.4~)

第3のネット

生活保護制度

- ・最低生活の保障
- ・自立の助長

生活困窮者自立支援制度の体系

R7年度予算：760億円の内数
+ R6年度補正予算：80億円の内数



来所
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

★ 自立相談支援事業

- 全国906自治体で1,372機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

◆ 支援会議

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

住まいの確保の
支援が必要

緊急に衣食住の
確保が必要

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

就労に向けた
手厚い支援が必要

家計の見直しが必要

子どもに対する
支援が必要

★ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用や家計改善のための転居費用を給付

◆ 居住支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

◆ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・経済的自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の提供

◆ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

※★：必須、◆：努力義務、□：任意

2

必須事業

自立相談支援事業

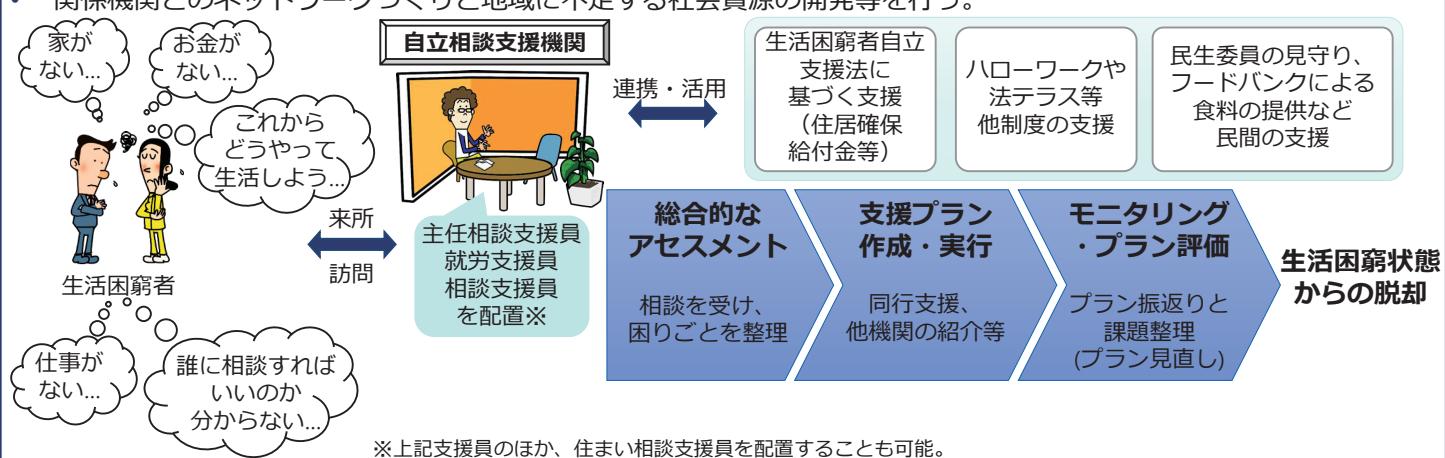
【実績等】
・906自治体1,372か所（R7）
・新規相談受付件数293,455件（R5）
・プラン作成件数93,282件（R5）

対象者

生活困窮者・生活困窮者の家族その他の関係者

支援の概要

- 制度の入り口として相談に応じ、就労や住まいの課題をはじめとする様々な課題を評価・分析（アセスメント）してその状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要な支援の提供につなげる。
- 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等を行う。



期待される効果

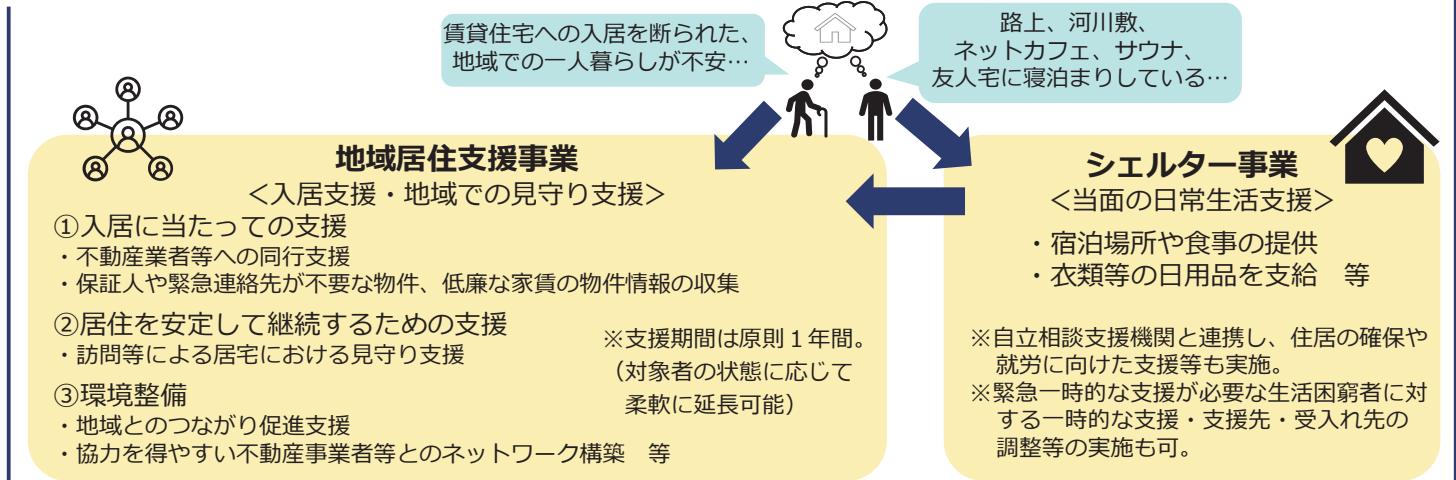
- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、より早く生活困窮状態から抜け出すことができる。
- 地域における相談支援機能や居場所等を充実させることができる。

3

対象者

- ・ シェルター事業：路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不適居住者
- ・ 地域居住支援事業：シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援の概要



期待される効果

- ・ シエルター事業：利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- ・ 地域居住支援事業：社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。 4

必須事業

住居確保給付金①（就職活動を支えるための家賃補助）

【実績】
・新規申請10,306件
・新規決定9,478件
・支給済額22.6億円（いずれもR5実績）

対象者

住居を失うおそれがある生じている以下①又は②の者であって、支給要件・求職活動要件を満たすもの

- ① 離職・廃業後2年以内（※）の者
(※当該期間に疾病等やむをえない事情により求職活動が困難な場合は最長4年以内)
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者



<支給要件>

○**収入要件**：世帯収入の月額が市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）
+ 家賃額（住宅扶助額を上限）より少ない

○**資産要件**：世帯の預貯金等が市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額
(特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円)

○**求職活動要件**：原則、①による求職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口に求職の申込みをし、求職活動を行う。
- ②公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づき業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。



支援の概要

<支給額> 家賃額（住宅扶助額を上限）※特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円

<支給期間> 原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

期待される効果

- ・ 住まいの安定を確保することにより、安心して求職活動に取り組むことができ、就労を実現することができる。

住居確保給付金②（家計改善のための転居費用補助）

対象者

収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減（※）する必要がある生活困窮者であって、支給要件を満たすもの

例：配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者、疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者 等

※ 現在より家賃の低い物件に転居する場合のほか、家賃負担が多少上がっても、
通院先への交通費負担が軽減される場合や、持ち家を修繕する負担が大きい場合等も含む



＜支給要件＞

○ **収入要件**：世帯収入の月額が市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）
+ 家賃額（住宅扶助額を上限）より少ない

○ **資産要件**：世帯の預貯金等が市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額
(特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円)

○ **家計改善に関する要件**：家計改善の支援において転居によって家計が改善することが認められること



支援の概要

＜支給額＞新たな住居の確保に要する費用（転居先の自治体における住宅扶助額に基づく額の3倍の額（これによりがたい場合は別に厚生労働大臣が定める額）を上限）ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当。

＜対象経費＞転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、保証料、保険料）、転居先への家財の運搬費用

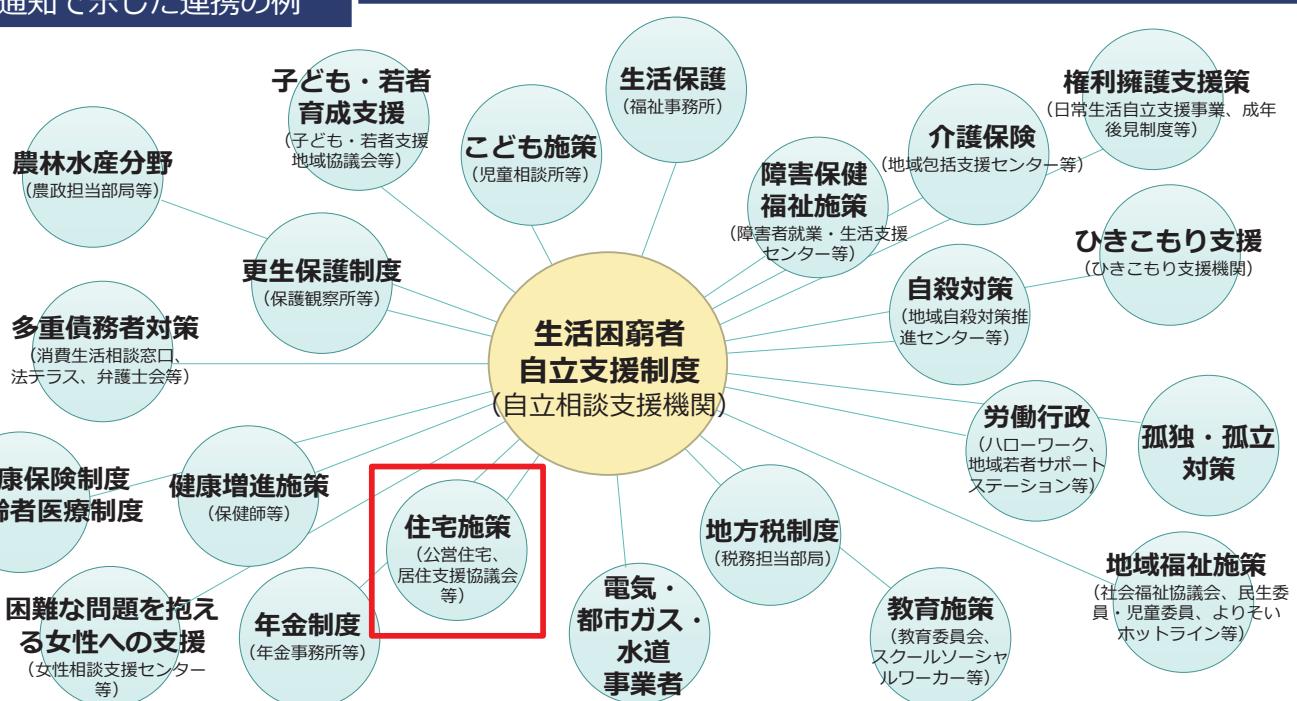
期待される効果

- 家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる。

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携

- 生活困窮者自立支援制度では、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じてきめ細かく支援することが重要。
また、必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

連携通知で示した連携の例



（概要）「生活困窮者自立支援制度と住宅施策の連携について」

法に基づく会議体等を活用した連携

- 生活困窮者自立支援制度における支援調整会議や支援会議について、住宅部局を構成員にすることは有効。
- 住宅セーフティネット法改正により福祉関係者が居住支援協議会の構成員として明確化されたことを踏まえ、生活困窮者自立支援制度主管部局等が参画することも検討されたい。

自立相談支援機関の利用勧奨

- 住宅部局において、公営住宅入居者・入居希望者等で生活困窮者を把握した場合は自立相談支援事業等の利用勧奨を行うよう努めていただきたい。

生活困窮者自立支援制度と公営住宅施策の連携

- 家計改善支援事業の実施者と公営住宅担当部局で日ごろから連携し、家計改善支援事業による支援状況も踏まえた対応をお願いしたい。
- 公営住宅をシェルター事業に使用することも可能。空き住戸を活用した自立支援を推進いただきたい。

生活困窮者自立支援制度と居住支援法人等の連携

- 困窮法改正により居住支援法人との連携が努力義務化。
- 自立相談支援事業において居住の課題を抱える生活困窮者に対応する場合は居住支援法人との連携が有効。住まいに関する相談支援を居住支援法人に（再）委託することも可能。
- 地域居住支援事業の実施に当たっても居住支援法人との連携は有効。また、地域におけるネットワークづくりに居住支援協議会を活用することも考えられる。

通知掲載先：[「生活困窮者自立支援制度と住宅施策の連携について」](#) 8

被保護者地域居住支援事業（生活保護法第55条の10第4号）

令和7年4月1日施行

- 居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、定期的な戸別訪問による必要な情報の提供及び助言等現在の住居において日常生活を営むために必要な支援を行う事業
- 実施主体 都道府県、市、福祉事務所設置町村（外部委託可能）

基本的事項（目的）

本事業は、居住の安定を図るための支援が必要な者に対し、一定の期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言等、現在の住居において日常生活を営むために必要な支援を行うことを目的とする。

対象者

支援が必要と福祉事務所が認めた者（本人同意が必要）

支援期間

一年間（福祉事務所判断で延長可）

職員配置

居住支援員を配置（兼務可）

日常生活上の相談支援業務又は不動産関連業務従事
経験者など、事業を適切に実施出来る者

事業（支援）内容

- 以下の①～④の事業（支援）を実施（③、④は任意）
 - 支援に当たってはケースワーカーと連携することとし、支援内容は個々の被保護者に係る「援助方針」を踏まえたものとする
- ①入居等に当たっての支援
入居・転居先の候補物件や関連する生活支援サービスに関する情報提供、契約手続き支援など
- ②居住を安定して継続するための支援
定期的な戸別訪問等による見守り、生活支援
- 訪問時に食事・洗濯・掃除・ゴミ出しや公共料金の支払い状況の確認等を通じて、居宅生活を送る上での課題を把握するとともに、必要な相談・助言を行う
- ③地域社会との交流支援
- ④その他居住安定のために必要な支援

その他

- 適切な法人に外部委託可
- 居住支援協議会が設置されている場合は当該協議会に参加
- 著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な環境や不必要なサービスを強要しているなど不適切な事案を把握した際には、福祉事務所と連携して対応

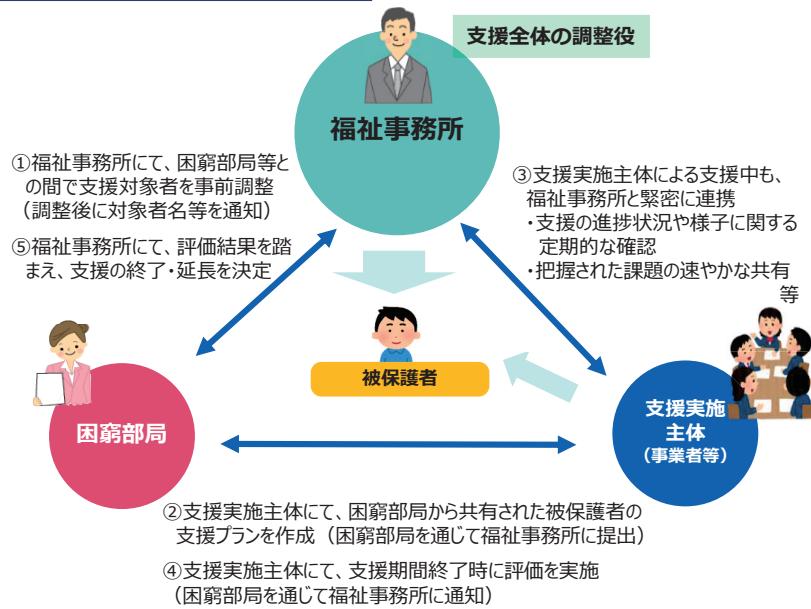
生活困窮者自立支援制度の事業による被保護者の支援

生活保護法第55条の11
生活困窮者自立支援法第3条第4項～第6項

事業の概要

- 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度については、一方の制度から他方の制度へ移行する者が一定数いる中、切れ目ない連続的な支援を行うことが重要。支援体制の整備に当たり、地域の実情に応じて支援資源を有効活用する観点も重要。
- このため、両制度に係る関係部局等の連携の下、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業により、被保護者を支援することを可能とする。※上記3事業を「特定被保護者対象事業」という。

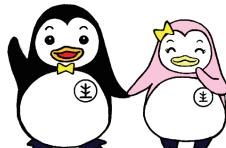
支援体制のイメージ



⚠️ ポイント

- ✓ 生保主管部局・困窮主管部局は、管内における被保護者・生活困窮者の状況や支援ニーズ、生保事業の実施状況や特定被保護者対象事業の支援体制等を総合的に勘案し、本枠組みの活用について検討
- ✓ 本枠組みを活用する場合、支援対象とする被保護者の範囲、選定に関する考え方、具体的な支援の流れ等について、あらかじめ関係者間（生保主管部局、困窮主管部局、福祉事務所、自立相談支援機関、支援実施主体等）で調整
- ✓ 福祉事務所においては、本枠組みの活用により被保護者を支援する場合も、生保事業により支援する場合と同様に、当該支援対象者への関与を継続

更生保護における 居住支援について



更生保護マスコットキャラクター
ホゴちゃん サラちゃん

令和8年1月
法務省保護局



立直りを願う
幸福（しあわせ）の
黄色い羽根

1

住宅セーフティネット制度における 刑務所出所者等の位置づけ

住宅確保要配慮者の範囲

住宅セーフティネット法で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円（収入分位25%）以下)
- ② 被災者（発災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

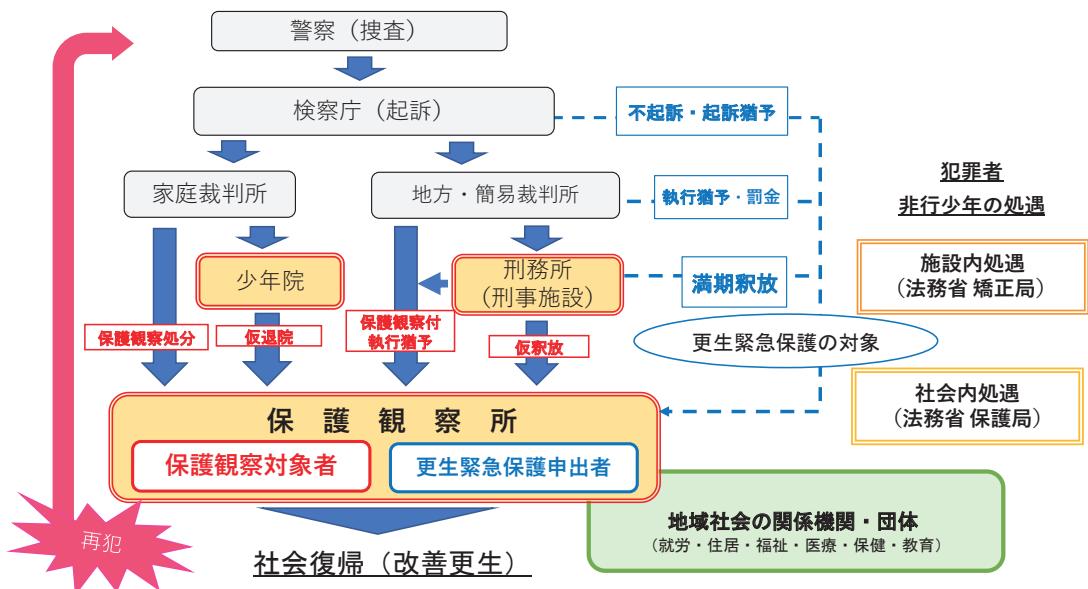
国土交通省令で定める者

- ・外国人等
(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、D V被患者、拉致被患者、犯罪被患者、
保護観察対象者、刑の執行等のため矯正施設に収容されていた者（困難な問題を抱える女性、生活困窮者など）)
- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）
- ・都道府県や市区町村が賃貸住宅供給促進計画において定める者
※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被患者、戦傷病者、児童養護施設退所者（ケアリーバー）、LGBT、リトターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（第3条）

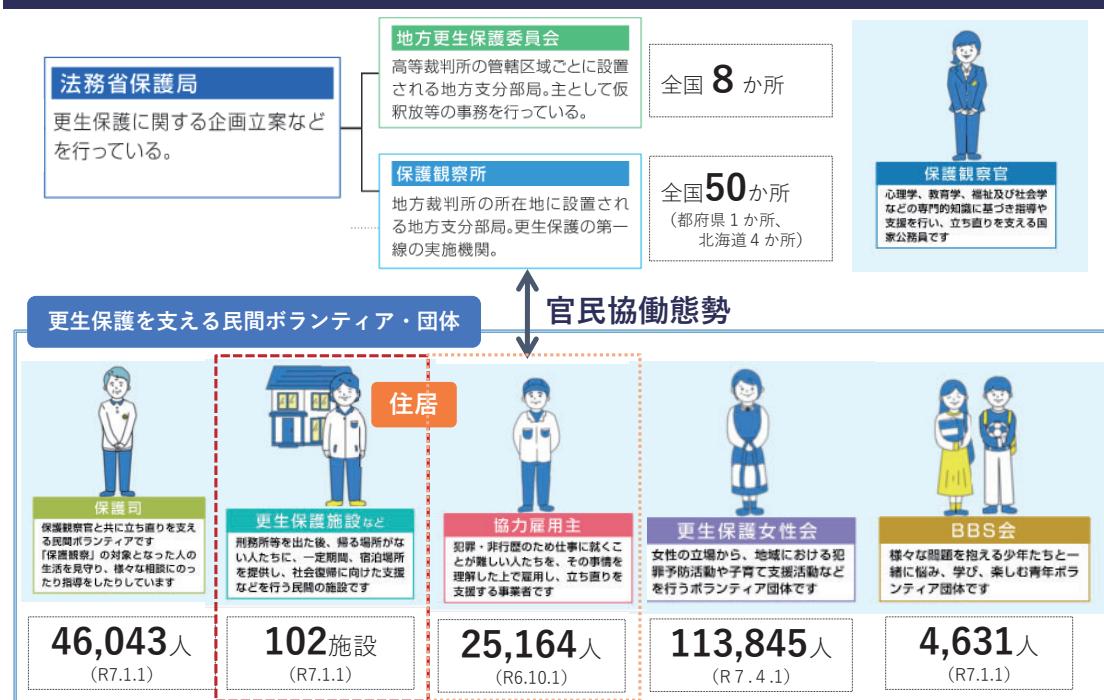
- ⑧ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条に規定する**保護観察対象者**、同法第八十二条第一項、第八十三条若しくは第八十三条の二第一項の**生活環境の調整の対象となっている者**、同法第八十五条第一項に規定する**更生緊急保護を受けている者**又は同法第八十八条の二の**刑執行終了者等**に対する援助を受けている者
- ⑨ 刑の執行のため刑事施設に収容されていた者、刑若しくは保護処分の執行のため**少年院に収容されていた者**又は**労役場に留置されていた者**（前号に掲げる者を除く。）

刑事司法手続の流れ



3

更生保護の実施体制 ～様々な立場から更生保護を支える人がいます～



4

刑務所出所者等の居住支援

更生保護施設



・明治時代、篤志家によって始められた事業を源流とし、現在、全国で102施設（男性施設87・女性施設7・男女施設8）が運営されている。

（令和7年4月1日現在：収容定員総計2,382人）

・行き場のない刑務所出所者等を、自立資金を蓄えたり、福祉サービス等の利用が調整できるまでの数か月間（1人当たりの平均委託期間は83.9日/令和6年度）収容保護し、専門の職員が24時間365日体制で自立に向けた生活指導等を実施する。

・法務省の認可施設（民間施設）で、委託費を支給する。

自立準備ホーム

- ・平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」として開始。
- ・あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等が管理する施設の空室等を宿泊場所として活用するもの。⇒ 宿泊場所のことを「自立準備ホーム」と呼ぶ。
- ・保護観察所からの委託により、宿泊場所と毎日の生活支援を一体的に提供（食事の提供も可能）する。
- ・全国で562事業者が登録（R7.4.1現在）。
- ・保護の期間は更生保護施設に準じる。

（1人当たりの平均委託期間は70.1日/令和6年度）

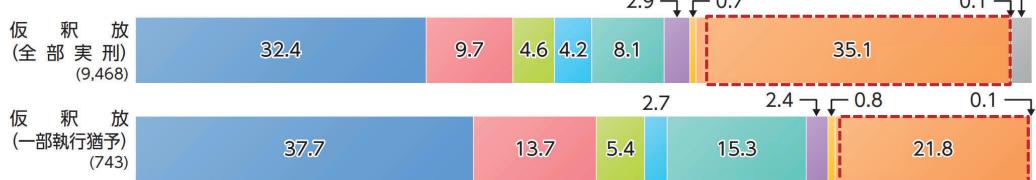
ただし・・・いずれも「一時的」な居住支援

5

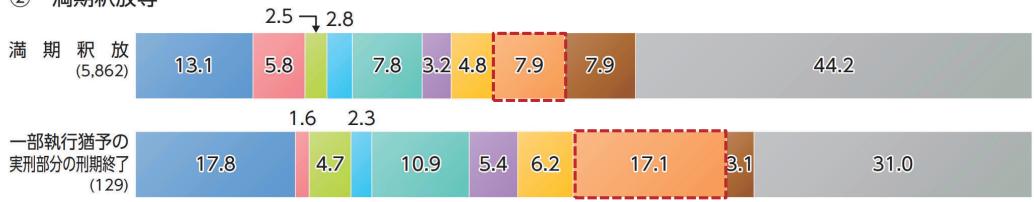
刑務所出所者の帰住先の内訳

（令和5年）

① 仮釈放



② 満期釈放等



■ 父・母 ■ 配偶者 ■ 兄弟姉妹 ■ その他の親族 ■ 知人
■ 雇主 ■ 社会福祉施設 ■ 更生保護施設等 ■ 自宅 ■ その他

注 1 緯正統計年報による。

2 「帰住先」は、刑務所出所後に住む場所である。

3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。

4 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホーム（NPO法人などで、「自立準備ホーム」の指定を受けた場合も含む）である。

5 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。

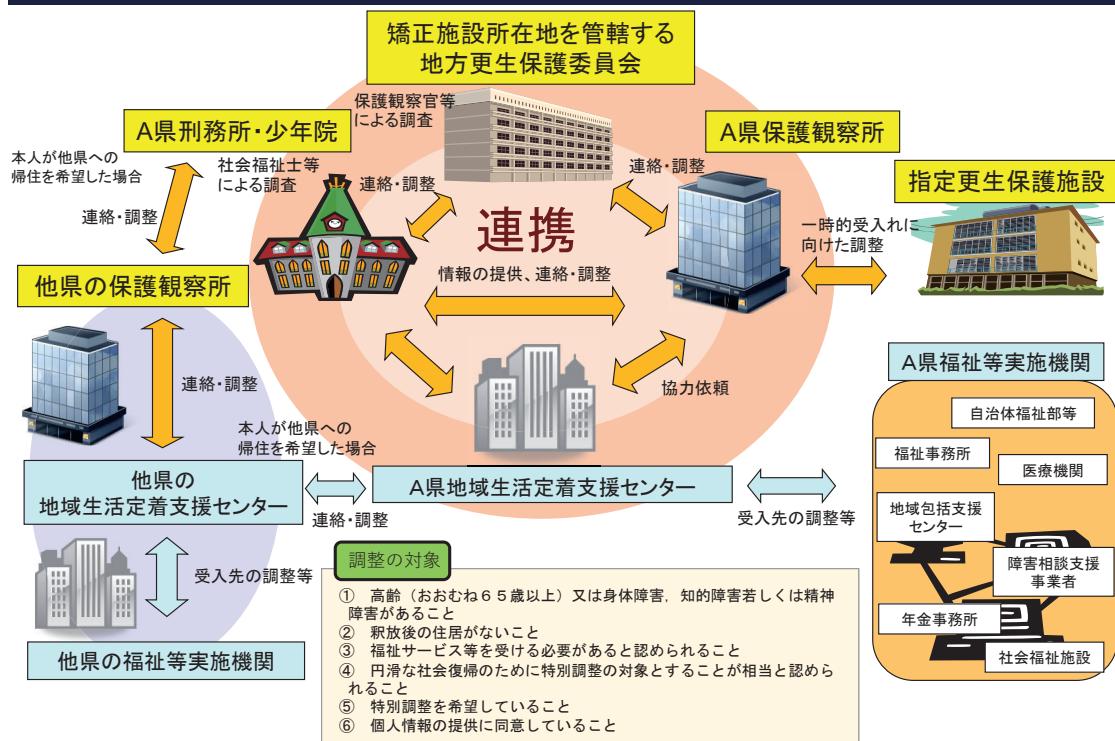
6 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理局への身柄引渡し等である。

7 () 内は、実人員である。

（令和6年版犯罪白書）

6

高齢又は障害により自立困難な受刑者等の特別調整



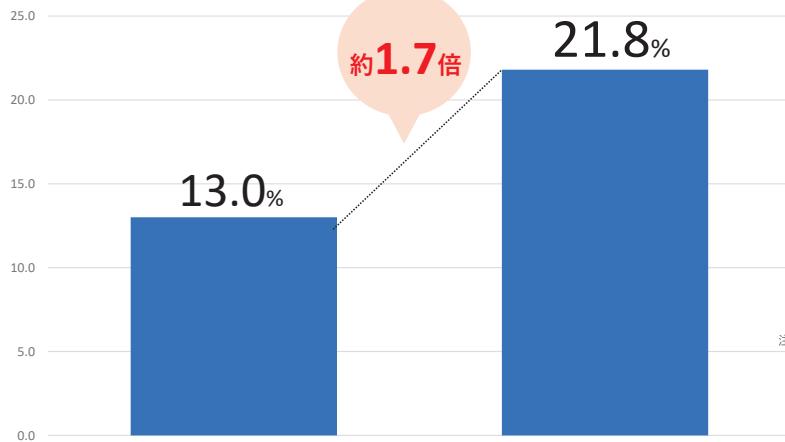
7

刑務所出所者等に対する居住支援の必要性

釈放後に帰住先がない者は

2年以内再入率が高い

令和4年出所者における2年以内再入率の比較

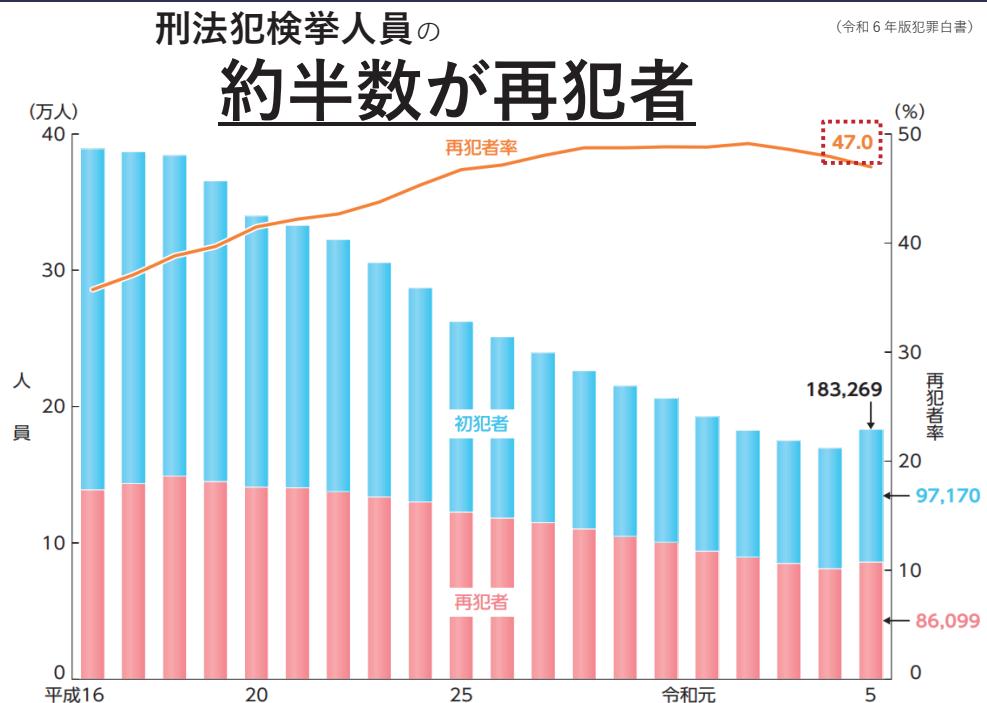


注）「釈放後に帰住先がない者」とは、適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者なども含む

(法務省調査)

8

再犯防止の必要性 ～刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者の割合（刑法犯再犯者率）の推移～



9

更生保護における居住支援法人との連携

住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- 住まい支援の関係省庁（国土交通省、厚生労働省、こども家庭庁及び法務省）及び関係団体で構成
- 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図る。

居住支援協議会への参加

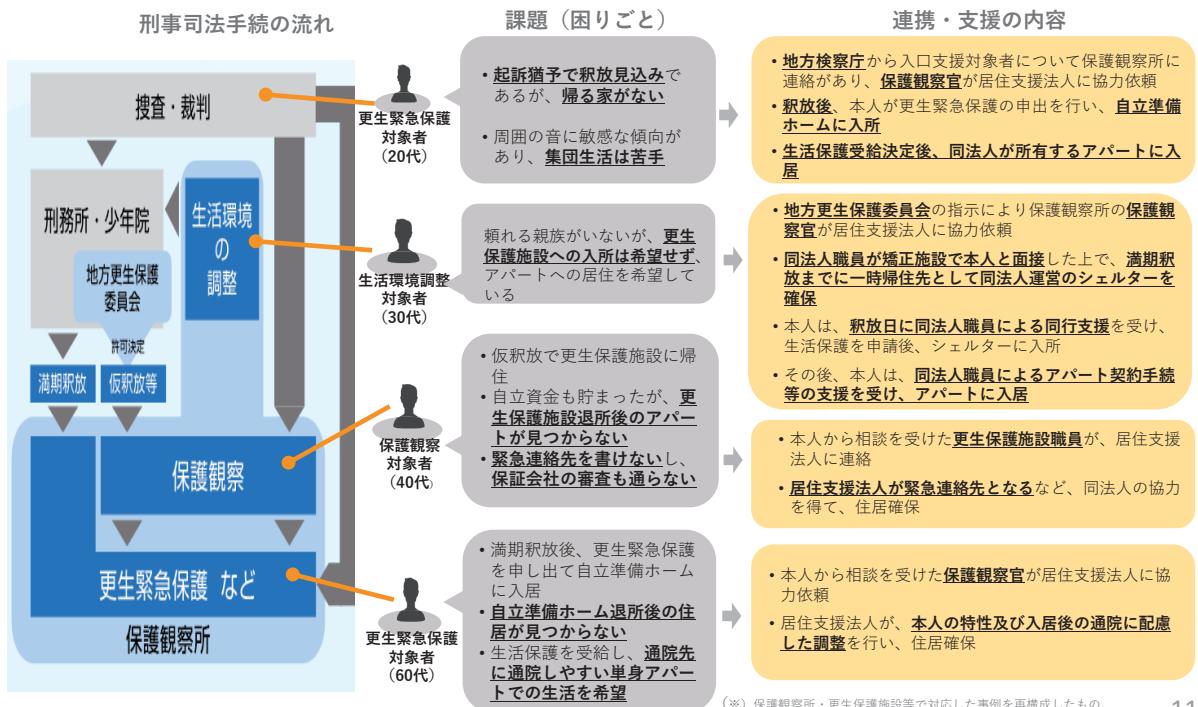
- 保護観察所等が居住支援協議会に参加し、更生保護制度を説明 等

居住支援法人と連携した事例

- 更生保護施設入所者に対して、居住支援法人が施設退所後の住居確保（契約手続支援含む）と見守り支援を実施
- 受刑者について、保護観察所が生活保護窓口と事前調整を行い、居住支援法人が出所後の住宅確保、医療機関受診、生活支援等を実施
- 保護観察所、更生保護施設、社会福祉協議会、居住支援法人、対象者でケース会議を実施
- 居住支援法人に対して、保護観察所が対象者の問題行動への対応方法等を助言
- 保護観察所が更生保護施設職員に対する研修に居住支援法人職員を講師として招聘

10

更生保護における居住支援法人との連携事例



11

保護観察対象者・更生緊急保護の対象者

保護観察対象者

保護観察処分少年
(家庭裁判所で保護観察に付された少年)

少年院仮退院者
(少年院からの仮退院を許された少年)

仮釈放者

保護観察付執行猶予者
(裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人)

原則として20歳まで*

原則として20歳まで*

残刑期間

執行猶予の期間

*処分時18歳・19歳の少年は特定少年と呼ばれ、6月の保護観察、2年の保護観察又は3年以下の少年院送致の保護処分に付されます。

更生緊急保護の対象者

次の①・②・③のすべてにあてはまる人

- ① 刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人
- ② 親族からの援助や、公共の衛生福祉機関等からの保護が受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人
- ③ 更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人（矯正施設収容中も申出可能）

原則として6か月

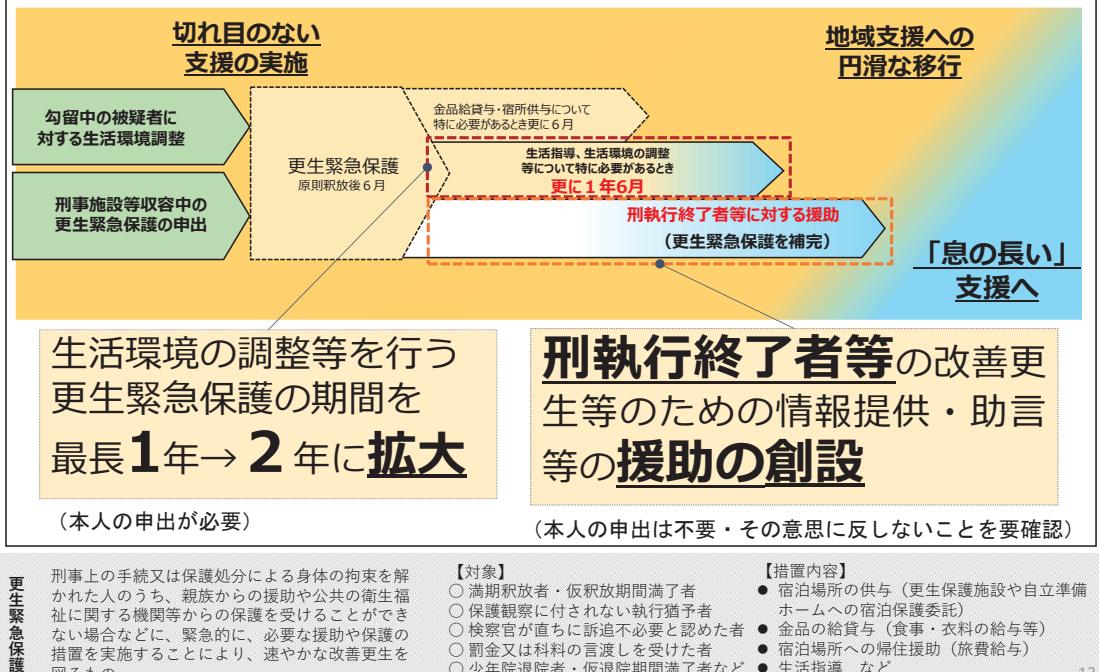
※例外的に、金品の給貸与・宿泊場所の供与について、更に6か月を超えない範囲で延長可能

※金品の給貸与・宿泊場所の供与以外の措置については、更に1年6月を超えない範囲で延長可能

12

刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正① ～更生緊急保護の拡充、刑執行終了者等援助の創設～

刑事手続の入口から出口・地域までのシームレスな支援の推進



更生緊急保護

刑法上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの

【対象】
○満期釈放者・仮釈放期間満了者
○保護観察に付されない執行猶予者
○検察官が直ちに訴追不必要と認めた者
○罰金又は科料の言渡しを受けた者
○少年院退院者・仮退院期間満了者など

【措置内容】
●宿泊場所の供与（更生保護施設や自立準備ホームへの宿泊保護委託）
●金品の給貸与（食事・衣料の給与等）
●宿泊場所への帰住援助（旅費給与）
●生活指導など

13

刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正② ～更生保護に関する地域援助～

「息の長い」社会復帰支援の推進に向けた「更生保護に関する地域援助」の実施

【更生保護に関する地域援助】
保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、
地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、
情報の提供、助言等の必要な援助を行う



保護観察所が支援対象者に対して自ら援助を行うとともに、
地域の支援に円滑につなぐことを可能とする地域支援ネットワークの構築に取り組む

14

更生保護施設退所者に対する訪問支援事業

背景・導入の経緯

- 更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため「フォローアップ事業」を開始 (H29年度～)
- 満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する「息の長い支援」の充実が必要** (R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」)
- 更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」によっては支援の手が届かない者が存在

➡ アウトリーチ型の「訪問支援事業」開始 (R3.10～)

効 果

訪問支援は再犯防止に効果あり	
訪問支援群	対照群
108	97
5	16
※訪問支援群 4.4% 対照群 14.2%	

【対象】令和3年10月から令和4年3月までの間に訪問支援を委託した113人
【方法】訪問支援を実施した者（訪問支援群）と、訪問支援を実施しなかった者（対照群）について、同一時点における再犯状況を追跡・比較

概 要

実施施設
[函館、仙台、宇都宮、さいたま、東京（2施設）、横浜、新潟、金沢、京都（2施設）、大阪、岡山、広島、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島]

対象者
保護観察対象者または更生緊急保護対象者であって、実施施設を退所する等し、**現に実施施設に収容保護されていない者**

支援の方法・内容
訪問支援職員が、**更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問するなどにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施**

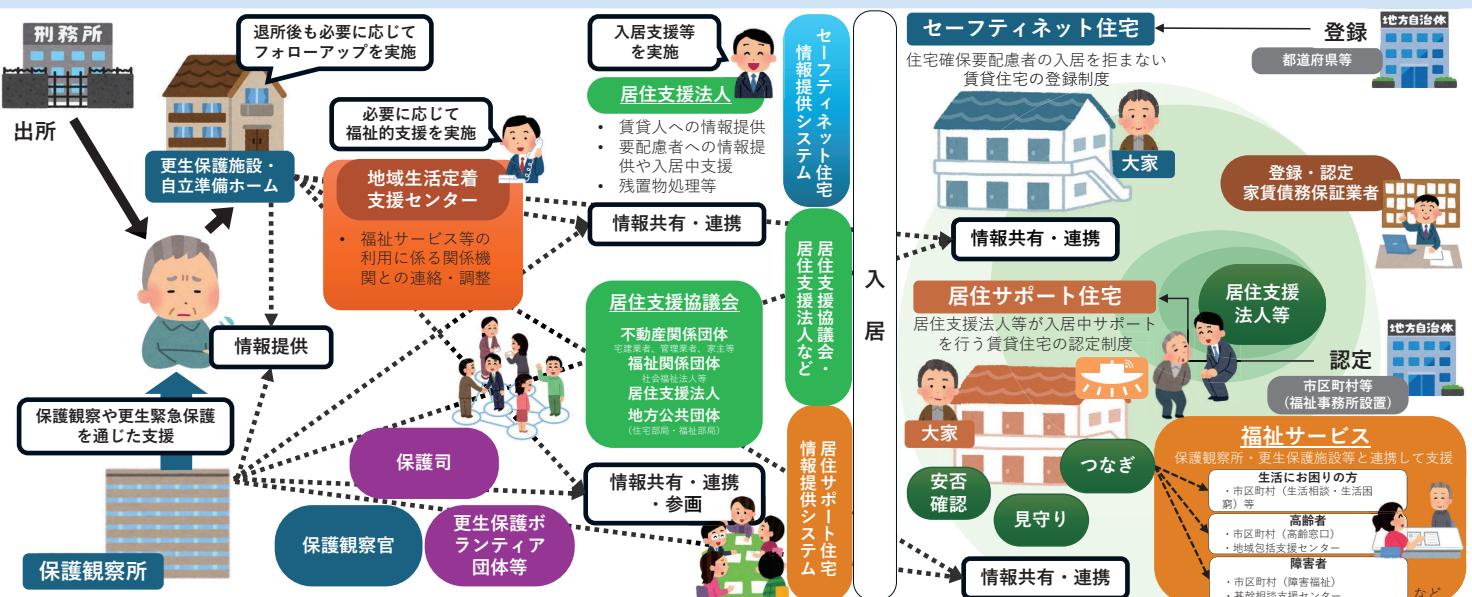
定期的な訪問による生活相談支援等

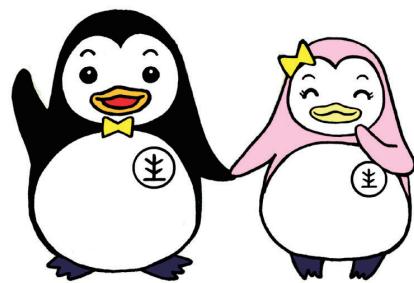
- ・日常生活に関する相談
- ・就労支援
- ・金銭管理指導
- ・福祉関係団体等とのケア会議
- ・行政サービスの利用援助
- ・関係機関等への同行支援
- …等

15

居住サポート住宅の活用イメージ

- 居住サポート住宅は、居住支援法人等と大家が連携し、入居中サポート（①ICT等による安否確認、②訪問等による見守り、③福祉サービスへのつながり）を行う住宅です。
- 保護観察対象者等が、単身高齢者など安否確認、見守り、福祉サービスへのつながりが必要と認められる住宅確保要配慮者である場合には、その居住先として居住サポート住宅を活用することも考えられます。
- 保護観察所においては、保護観察対象者等や生活環境の調整を受けている者の引受人等から保護観察対象者等の住居の確保について相談を受けた際は、必要に応じ、居住サポート住宅の活用等について助言等を行います。





更生保護のマスコットキャラクター 更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん

御清聴ありがとうございました。

住まいの支援策 (ひとり親家庭・社会的養護経験者等)について

こども家庭庁

こども政策分野における 主な住まい支援策

1. 対象者

- ・ひとり親家庭
- ・社会的養護経験者等
(里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者等)

2. 支援策

ひとり親	社会的養護対象者・経験者
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業(P9)	児童自立生活援助事業(P13)
母子父子寡婦福祉資金貸付金(P11)	社会的養護自立支援拠点事業(P15)
民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業(P12)	身元保証人確保対策事業(P16)
	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業(P17)

母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数	119.5万世帯 (123.2万世帯)	14.9万世帯 (18.7万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% (79.5%) 死別 5.3% (8.0%) [5.3%]	離婚 69.7% (75.6%) 死別 21.3% (19.0%) [21.1%]
3 就業状況	86.3% (81.8%) [86.3%]	88.1% (85.4%) [88.2%]
	就業者のうち 正規の職員・従業員 48.8% (44.2%) [49.0%]	69.9% (68.2%) [70.5%]
	うち 自営業 5.0% (3.4%) [4.8%]	14.8% (18.2%) [14.5%]
	うち パート・アルバイト等 38.8% (43.8%) [38.7%]	4.9% (6.4%) [4.6%]
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	272万円 (243万円) [273万円]	518万円 (420万円) [514万円]
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	236万円 (200万円) [236万円]	496万円 (398万円) [492万円]
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	373万円 (348万円) [375万円]	606万円 (573万円) [605万円]

※令和3年度 全国ひとり親世帯等調査より

※令和3年度の調査結果は推計値であり、前回（平成28年度）の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。

※（ ）内の値は、前回（平成28年度）調査結果を表している。（平成28年度調査は熊本県を除いたものである）

※〔 〕内の値は、令和3年度の調査結果の実数値を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。

※集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

2

母子家庭の現状（所得状況）

○ 母子世帯の総所得は年間328.2万円。「児童のいる世帯」の42%に留まる。(2022年国民生活基礎調査)

○ その大きな要因は「稼働所得」が少ないと。稼働所得は「児童のいる世帯」の37%に留まる。

(参考)「子どもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)のうち、「大人が一人」の世帯員の貧困率は44.5%と、依然として高い水準となっている。

所得の種類別 1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

	総所得	稼働所得	公的年金・給	財産所得	年金以外の社会保障給付金	仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得
1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）						
全世帯	545.7	399.6	109.7	15.3	6.0	15.1
児童のいる世帯	785.0 42%	721.7 37%	24.5	11.6	19.1	8.1
母子世帯	328.2	270.6	10.2	0.1	40.9	6.3
1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）						
全世帯	100.0	73.2	20.1	2.8	1.1	2.8
児童のいる世帯	100.0	91.9	3.1	1.5	2.4	1.0
母子世帯	100.0	82.5	3.1	0.0	12.5	1.9

(出典) 2022年国民生活基礎調査(2021年の所得状況)

※上記の表における母子世帯は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

3

母子世帯等の住居の状況

母子世帯等の住居の状況

(単位: 世帯)

	総数	持ち家	借家等							不詳
			公営住宅	公社・ 公団住宅	社宅など	賃貸住宅	間借	同居	その他	
母子世帯	1,195,128 (100.0%)	410,548 (34.4%)	148,137 (12.4%)	24,661 (2.1%)	4,599 (0.4%)	438,578 (36.7%)	10,135 (0.8%)	138,702 (11.6%)	12,687 (1.1%)	7,080 (0.6%)
父子世帯	148,711 (100.0%)	98,088 (66.0%)	4,582 (3.1%)	1,825 (1.2%)	2,735 (1.8%)	26,210 (17.6%)	795 (0.5%)	11,989 (8.1%)	1,097 (0.7%)	1,391 (0.9%)

出典: 厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

※全国ひとり親世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は推計値。

【参考】住宅の所有の関係別住宅数 (割合)

(単位: 千世帯)

総数 (a+b)	主世帯 (a) 1)	持ち家	借家総数				同居世帯 (b) 2)
			公営住宅	都市再生機構・公 社の借家	民営借家	給与住宅	
			56,071.4 (100.0%)	55,665.0 (99.3%)	33,875.5 (60.4%)	1,760.2 (3.1%)	716.0 (1.3%)

主世帯 : 1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合はそのうちの主な世帯を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

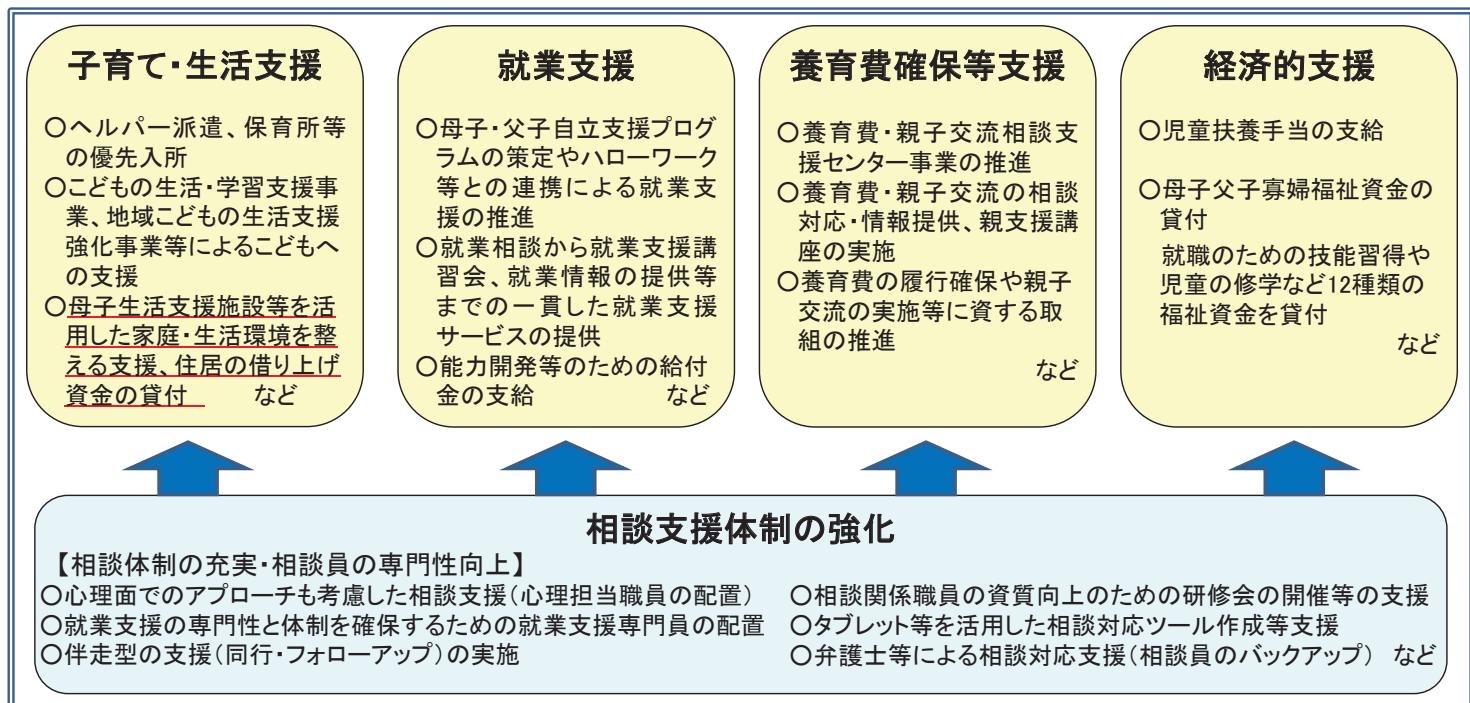
2) 単身の世帯を含む

出典: 総務省統計局「住宅・土地統計調査」(令和5年)より家庭福祉課作成

4

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保等支援策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。
- また、相談支援体制を強化し、当事者のニーズに応じた総合的な支援を実施。



母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の全体像

1. 方針のねらい

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえつつ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間 令和7年度から令和11年度までの5年間

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項	第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項	第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項
<p>1. 離婚件数の推移等 2. 世帯数等の推移 (1) 世帯数 (2) 生別、死別の割合 (3) 寡婦の数等 (4) 児童扶養手当受給者数 3. 年齢階級別状況等 4. 住居の状況 ・持ち家、賃貸住宅、公営住宅等の割合 5. 就業状況 ・正規の職員・従業員、パート・アルバイト等の割合 6. 収入状況 ・平均年間収入、平均年間就労収入 7. 学歴の状況 8. 相対的貧困率 9. 養育費の受領状況 10. 親子交流の実施状況 11. 子どもの状況等 ・子どもの数、就学状況 12. その他 (1) 公的制度の利用状況等 (2) 子どもについての悩み (3) 困っていること (4) 相談相手について 13. まとめ</p>	<p>1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性 (1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携 (2) 関係機関相互の協力 (3) 相談機能の強化 (4) 子育て・生活支援の強化 (5) 就業支援の強化 (6) 養育費の確保及び親子交流に関する取決めの促進 (7) 福祉と雇用の連携 (8) 子どもの貧困の解消に向けた対策 2. 實施する各施策の基本目標 (1) 子育てや生活の支援策 (2) 就業支援策 (3) 養育費の確保及び親子交流に関する取決めの促進 (4) 経済的支援策 (5) その他(職員の人材確保・専門性向上、教育の支援) 3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講すべき具体的な措置に関する事項 (1) 国等が講ずべき措置 (2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援 (3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表 (4) 基本方針の評価と見直し (5) 関係者等からの意見聴取 (6) その他(関係団体との連携等)</p>	<p>1. 手続きについての指針 (1) 自立促進計画の期間 (2) 他の計画との関係 (3) 自立促進計画策定前の手続 ① 調査・問題点等の把握 ② 基本目標 ③ 合議制機関からの意見聴取 ④ 関係者等からの意見聴取 (4) 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定 ① 評価 ② 施策評価結果の公表 ③ 次の自立促進計画の策定 2. 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針 (1) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項 (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項 (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講すべき具体的な措置に関する事項 ① 内閣総理大臣が提示した施策 ② 都道府県等及び市等独自の施策</p>

6

– 住居関係部分抜粋① –

第1 …動向に関する事項 4 住居の状況

- (1) 母子世帯の持ち家率は、全体で34.4%（平成28年35.0%）、死別世帯が69.6%（平成28年58.8%）、生別世帯が32.6%（平成28年32.9%）となっており、両者に大きな違いが見られる。持ち家以外については、賃貸住宅36.7%（平成28年33.1%）、公営住宅12.4%（平成28年13.1%）、同居11.6%（平成28年13.2%）等となっている。
 (2) 父子世帯の持ち家率は、66.0%（平成28年68.1%）となっている。持ち家以外については、賃貸住宅17.6%（平成28年11.4%）、同居8.1%（平成28年10.4%）、公営住宅3.1%（平成28年7.4%）等となっている。
 (3) 寡婦の持ち家率は、56.3%（令和元年64.1%）となっている。持ち家以外については、賃貸住宅19.4%（令和元年15.9%）、公営住宅18.1%（令和元年14.2%）、同居2.5%（令和元年3.2%）等となっている。

第2 …施策の基本となるべき事項 1 …基本的な方向性 (1) 子育てや生活の支援策

母子家庭の母及び父子家庭の父が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、保育所、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業等の優先的利用等、保育サービスの提供、公営住宅への優先入居や、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に規定する居住支援法人及び居住支援協議会（以下「居住支援協議会等」という。）が行う子育て世帯の入居を拒まない登録住宅等の情報提供等の推進、自立に向けて意欲的に取り組む児童扶養手当受給者に対する住宅の借り上げに必要となる資金の貸付けの推進、家庭生活支援員の派遣による家事援助や保育サービスを行う事業の推進、子育てに関する講習会等の開催や親同士の情報交換の場の提供等を行う事業の推進、子育てや生活の面での支援体制の整備の促進を図るとともに、地域の相互扶助による子育てや生活の面での支援を推進する。また、離婚調停中の家庭等も含め、離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい及び就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭及び生活環境を整える支援を推進する。

7

– 住居関係部分抜粋② –

第2 …施策の基本となるべき事項 3…具体的な措置に関する事項（1）国等が講ずべき措置

⑯母子家庭及び父子家庭に対する生活の場の整備

都市機構賃貸住宅について、母子家庭及び父子家庭に対する優先入居を推進する。また、民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、家賃債務保証業者登録制度に関する情報提供を実施するとともに、居住支援協議会等が行う子育て世帯の入居を拒まない登録住宅等の情報提供等の取組を推進する。

第2 3 (2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

② 子育て支援、生活の場の整備

工 公営住宅の積極的活用の推進（優先入居の推進等）等（実施主体：都道府県及び市町村）

(a) 特に居住の安定確保が必要な者として母子家庭及び父子家庭に対する公営住宅への優先入居を推進

(b) 民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、居住支援協議会等が行う子育て世帯の入居を拒まない登録住宅等の情報提供等の取組を推進

力 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付け及びひとり親家庭住宅支援資金の貸付けの実施（実施主体：都道府県等）

母子父子寡婦福祉資金貸付金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付け、ひとり親家庭住宅支援資金の貸付けを通じて母子家庭及び父子家庭への住宅支援を推進

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けることにより、就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

【対象者】

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む。ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円→**上限7万円**）を貸付**«拡充»**

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利 息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体等

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9／10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担（特別交付税措置）

住宅支援資金貸付事業

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸し付ける事業を実施している。
(令和3年創設)

＜貸付実績＞

	貸付件数
令和3年度	703件
令和4年度	1,729件
令和5年度	4,119件

※厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

10

こどもまんなか
こども家庭庁

母子父子寡婦福祉資金貸付金

支援局 家庭福祉課

事業の目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

事業の概要

【貸付対象者】

- 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
(平成26年10月1日より)
- 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの）等

【貸付金の種類】

- 事業開始資金、- 事業継続資金、- 修学資金、- 技能習得資金、- 修業資金、- 就職支度資金、- 医療介護資金、- 生活資金、- 住宅資金、- 転宅資金、- 就学支度資金、- 結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

- 利子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2／3、都道府県・指定都市・中核市1／3

【貸付実績（令和5年度）】

- | | |
|--------------------------------|----------------------------|
| ① 母子福祉資金： 91億6,802万円 (15,933件) | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
| ② 父子福祉資金： 6億5,913万円 (1,049件) | |
| ③ 寡婦福祉資金： 2億5,081万円 (349件) | |

11

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金>令和7年度補正予算 2.2億円

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするため、「高等職業訓練促進給付金」等の支給により資格取得の支援を行っているが、個人の状況によっては、就職・転職や正規雇用等につながりにくい場合や、就職しても子育てとの両立に困難を抱える場合があることが指摘されている。
(就業中のひとり親家庭の母で「資格あり」は65.0%、そのうち「現在の仕事に役に立っている」は67.0%（正規で働くひとり親家庭の母の平均年間就労収入は344万円）)
- 資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、ひとり親支援担当部局と産業振興部局等との連携を通じたひとり親家庭の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を短期集中的に実施し、成果を横展開する。
➢ 人手不足となっている分野・企業とのマッチング等地域の実情を踏まえた就業・定着を力強く支援

事業の概要

<対象者> 母子家庭の母又は父子家庭の父

<事業内容> 以下のような取り組みが考えられるほか、自治体独自の創意工夫を凝らした実効性のある取り組みを幅広く補助対象とする

取組例 1**就業支援コーディネーターによる就業支援**

- ケース①：あらかじめ就職先を決定した上で、試用期間における職場訓練（OJT）の実施支援や正式採用に向けた調整、就職後における定着促進のためのフォローアップを実施
- ケース②：本人の意向や職務経験などを踏まえた資格取得に関する助言などオーダーメイドの就業支援、資格取得のための講座等の実施、就職先のあっせんを行う

取組例 2**生活基盤の安定や定着促進のための伴走支援**

民間賃貸住宅の低廉賃付や公営住宅の優先入居などにより生活基盤の安定を図りながら、ひとり親の雇用に積極的な企業への就職や、より稼働所得の高い企業への転職等の挑戦を後押しし、就職後も定着促進のための伴走支援を実施

**実施主体等**

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）福祉事務所設置町村 ※民間団体への委託可 【補助率】国：10／10

【補助基準額】都道府県・指定都市：41,000千円、市（指定都市を除く）・福祉事務所設置町村：28,000千円（いずれも1自治体あたり）

生活基盤の安定化支援を実施する場合【加算措置】：9,360千円

12

児童自立生活援助事業の概要

1. 目的

次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の3第1項）

- ・ 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であって、措置解除者等（第27条第1項第3号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。以下同じ。）であるもの
- ・ 満20歳以上の措置解除者等であって内閣府令で定めるもののうち、学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒であること、同法第83条に規定する大学の学生であることその他の内閣府令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの

2. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 実施場所

(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型

法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）

(2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型

母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

(3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型

小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）、里親の居宅

4. 設備

(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型、Ⅱ型

- ・入居者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95m²以上、男女別）
- ・入居者が日常生活を営む上で必要な設備
- ・食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備

(2) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型

- ・なし

13

5. 入居定員

- (1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型 5人以上20人以下
(2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型 5人以下
(3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型 ファミリーホームの場合：6人以下（委託児童を含む。）
里親の場合：4人以下（委託児童を含む。）

6. 事業所数、定員、現員数

施設種別	事業所数	定員	現員数
Ⅰ型	369か所	2,345人	1,465人
Ⅱ型	58か所	132人	93人
Ⅲ型	204か所	766人	224人

(※1) 家庭福祉課調べ（令和6年10月1日現在）

7. 職員配置について

(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型の場合

管理者（指導員を兼ねることができる。以下同じ。）、指導員、自立支援担当職員（加算職員）、個別対応職員（加算職員。ただし、個別の対応が必要であると都道府県知事等が認めたこどもがいる場合に限る。）

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6人まで	7～9人	10～12人	13～15人	16～18人	19～20人
指導員数（補助員を含む）	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

(2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型の場合

管理者、指導員

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	2人まで	3～4人	5人
指導員数（補助員を含む）	1以上	2以上	3以上
必置指導員数	1以上	2以上	2以上

(3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型の場合

なし

＜安心こども基金を活用して実施＞

事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかつた者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

事業の概要

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

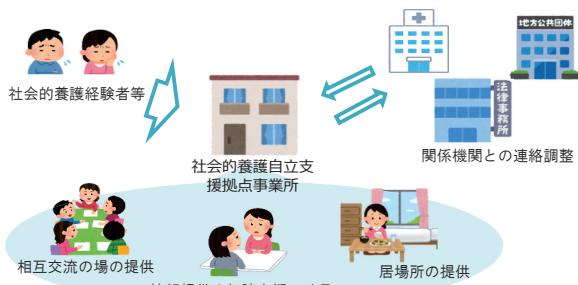
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※(1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】

ア 基本分	1か所当たり	23,794千円	工 就労相談支援の回数に応じた加算	1か所当たり	2,494千円
・ 支援コーディネーター 1人			・ 支援回数1201回～2400回の場合	1か所当たり	4,988千円
・ 生活相談支援員 1人			・ 支援回数2401回以上の場合	1か所当たり	
・ 就労相談支援員 1人			オ 心理療法担当職員加算		
・ 相互交流費用			・ 職員を配置する場合	1か所当たり	6,955千円
・ 関係機関連携費用			・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1か所当たり	887千円
イ 生活相談支援員配置加算			カ 法律相談対応準備加算	1か所当たり	2,113千円
・ 職員を 2人配置する場合	1か所当たり	5,166千円	キ 開設準備経費加算	1か所当たり	4,000千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算			ク 貸借料加算	1か所当たり	3,000千円
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1か所当たり	2,494千円	ケ 自立生活支援加算	1か所当たり	2,599千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1か所当たり	4,988千円	(※) 社会的養護自立支援拠点事業所に対する、一時避難的かつ短期間の居場所での夜間の見守り・緊急対応への体制強化に必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。		

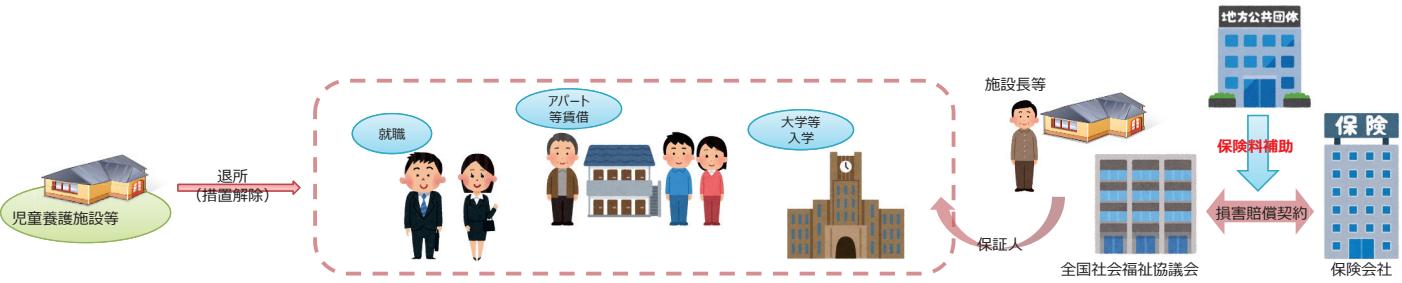
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

こども等の自立支援を図る観点から、児童養護施設等に入所中又は退所したこども等や、里親等に委託中又は委託解除後のこども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進を図る。

事業の概要

児童養護施設等を退所するこどもが就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市、児童相談所設置市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

【補助基準額】
 ①就職時の身元保証 年間保険料：10,560円
 ②賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料：19,152円
 ③大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料：10,560円
 ④入院時の身元保証 年間保険料：2,400円

16

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度補正予算 4.3億円

事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、全ての都道府県で家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を着実に行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

事業の概要

(1) 就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：2年間

(2) 進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）
貸付期間：正規修学年数

(3) 資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】 貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

実施主体等

【実施主体】都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助割合】定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

17

2 リレートーク 私のターニングポイント

- 2-1 八千代市 健康福祉部 福祉総合相談課 主査 関口 直紀
- 2-2 (株) ハウスマネジメント ソリューション事業本部
コンサルティング営業室 シニアコンサルタント 伊部 尚子
- 2-3 静岡県 くらし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課 企画班
主査 清水 藤太

令和7年度居住支援全国サミット 「福祉部局の担当者としてのターニングポイント」

八千代市健康福祉部福祉総合相談課
主査 関口 直紀(社会福祉士)

1

八千代市の紹介



2

1 八千代市現状



3

人口関係

(令和7年3月末現在)

- 世帯数: 99,245世帯
- 人口: 206,895人
- 高齢者人口: 51,100人 高齢化率: 24.7% ※うち後期高齢者人口: 31,228人
- 生産年齢人口: 131,071人
- 年少人口: 24,724人

4

住宅関係

- UR賃貸住宅4か所 約9,000戸
米本3,020戸, 村上1,943戸, 高津2,933戸
ゆりのき台776戸, ゆりのき台ライフタワー185戸
- 市営住宅 4箇所 113戸
- サービス付き高齢者向け住宅 21箇所
- 無料低額宿泊所 3箇所

5

福祉関係機関

- 地域包括支援センター6か所(社会福祉法人5か所, 医療法人1か所)
- 自立相談支援機関1か所(一般社団法人)
- 障害者基幹相談支援センター1か所(社会福祉法人)
- 子育て世代包括支援センター1か所(直営)
- 中核地域生活支援センター 保健所圏域に1か所(八千代, 習志野, 鎌ヶ谷)

6

2 伴走支援PJ採択時の 居住支援に対する福祉としての姿勢



7

令和6年度 「居住支援伴走支援プロジェクト」に採択

- 応募の主導は、住宅部局である「建築指導課」
- 建築指導課は、積極性に居住支援を推進する姿勢

一方、福祉部局は...

8

消極的賛同

- ・「福祉と住宅の連携」は大切だと思います。連携を求められれば拒みません。
- ・主導は住宅部局でお願いします。
- ・居住支援協議会には協力します。事務局は住宅部局でお願いします。
- ・福祉としての住まいの課題は、今のところありません。

「仕事増やしたくないな...」
「URと無料低額宿泊所とサ高住で十分でしょ？」

9

(3)ターニングポイント



10

ポイント① 居住支援法人あんどの取組み

- 千葉県居住支援法人協議会主催研修会
対人関係に課題があり、グループホームでは暮らすことが難しい精神障害がある相談者に対し、戸建ての賃貸住宅を貸した経験談を説明。

「居住支援」は、「物件探しの支援」ではなく、「暮らしの場と暮らし方支援」

11

ポイント② 伴走支援プロジェクトの打合せ

- 居住支援の課題について、高齢者住宅財団の担当者より、「本当に何もないのか」と問い合わせられる。
- あんどの講演を思い出し、雨風をしのぐ「物件探しの支援」レベルで考えれば課題はないが、「生活の質」までは考えていなかつたことに気づく。

「生活の質の向上」は重要なキーワード

12

ポイント③ 伴走支援PJを通じて確立した福祉観

生活の質の向上

- ・住まいの確保する支援。
- ・個別性を尊重した支援。自己決定の支援。

選択の支援

- ・要配慮者の住まいの選択肢を増やす支援。
- ・住まいの情報にアクセスできるようにする支援。情報提供。

幸福

福祉

選択

自立

自立の支援

- ・地域生活に適応できるような支援。
- ・頼れる人、頼れるサービスと結びつき、自信をもって地域生活できるようにする支援。支援のコーディネート。

13

4 居住支援に関する実務での変化



14

居住支援に取り組む福祉部局としてのテーマ

「生活の質の向上」

「選択の支援」

「自立の支援」

15

①住まい相談支援員

- 生活困窮者自立支援事業の委託仕様書に「住まい相談支援員」を追加。
- 住まいに関する専門的な相談支援により、本人の「生活の質」を考慮した住まいの確保とともに、そこで生活するための「自立の支援」を行う。

16

②転居費用補助の「積極的」支給

- 生活困窮者自立支援法に基づき令和7年4月に新たに追加された転居費用補助について、積極的に案内し、申請受付。
(令和7年9月末現在 2件申請、1件支給、1件取り下げ)
- 生活保護を前提とする無料低額宿泊所以外の「選択肢」を増やす。
- 「生活の質を保てる住まい」を確保し、「自立した生活」を続けることができる。

17

③ケース会議への住宅部局の参加

- 生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議
- 社会福祉法に基づく支援会議
- 多機関協働事業による重層的支援会議

建築指導課が参加したことにより

- 1) 福祉だけでは気づけない「選択肢」が見つかる。
- 2) 個別課題から行政課題への検討に発展。「生活の質を確保できるサポート体制」を検討する土壌ができた。

18

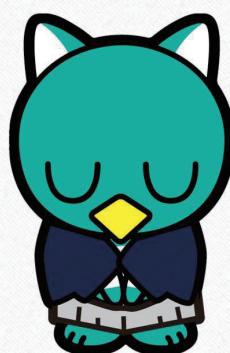
④住宅問題における連携



19

ホームレス状態の家主にとっての「生活の質」とは、「自立」とは...。悩みは尽きない。

ご清聴ありがとうございました。



20

不動産管理業に携わってきた 私のターニングポイント



(株)ハウスメイトマネジメント ソリューション事業本部
コンサルティング営業室 シニアコンサルタント
伊部 尚子

Copyright ©2025House Mate Partners Co., Ltd. All Right Reserved.

自己紹介



伊部尚子（いべなおこ）
株式会社ハウスメイトマネジメント
(公財)日本賃貸住宅管理協会 あんしん居住研究会 委員

豊島区居住支援協議会 会員
豊島区社会福祉協議会 地域福祉サポートー
防災士

ハウスメイトグループに2000年入社。仲介店勤務を経て管理の現場に配属され約800世帯の管理業務を担当。現在は不動産オーナーの資産承継・相続支援の部署で働く。高齢者の住まい問題に長年取り組み、公益団体の居住支援関連の研究会委員を歴任。業界団体、行政等でのセミナー多数。

公認不動産コンサルティングマスター、1級FP技能士、CFP® 賃貸不動産経営管理士 上級相続支援コンサルタント

「高齢者が賃貸住宅入居すること・住み続けること」について、不動産業界がもっていたイメージは？

部屋探し＝仲介会社

単身の高齢者がお部屋探しに来ること自体が、あまりなかったです



高齢入居者はいたけれど、単身ではなかったと思うなあ

物件管理＝管理会社



単身の方は、高齢になれば、施設やお子様の家に移るため、退去するものだと思っていました

貸主＝大家さん

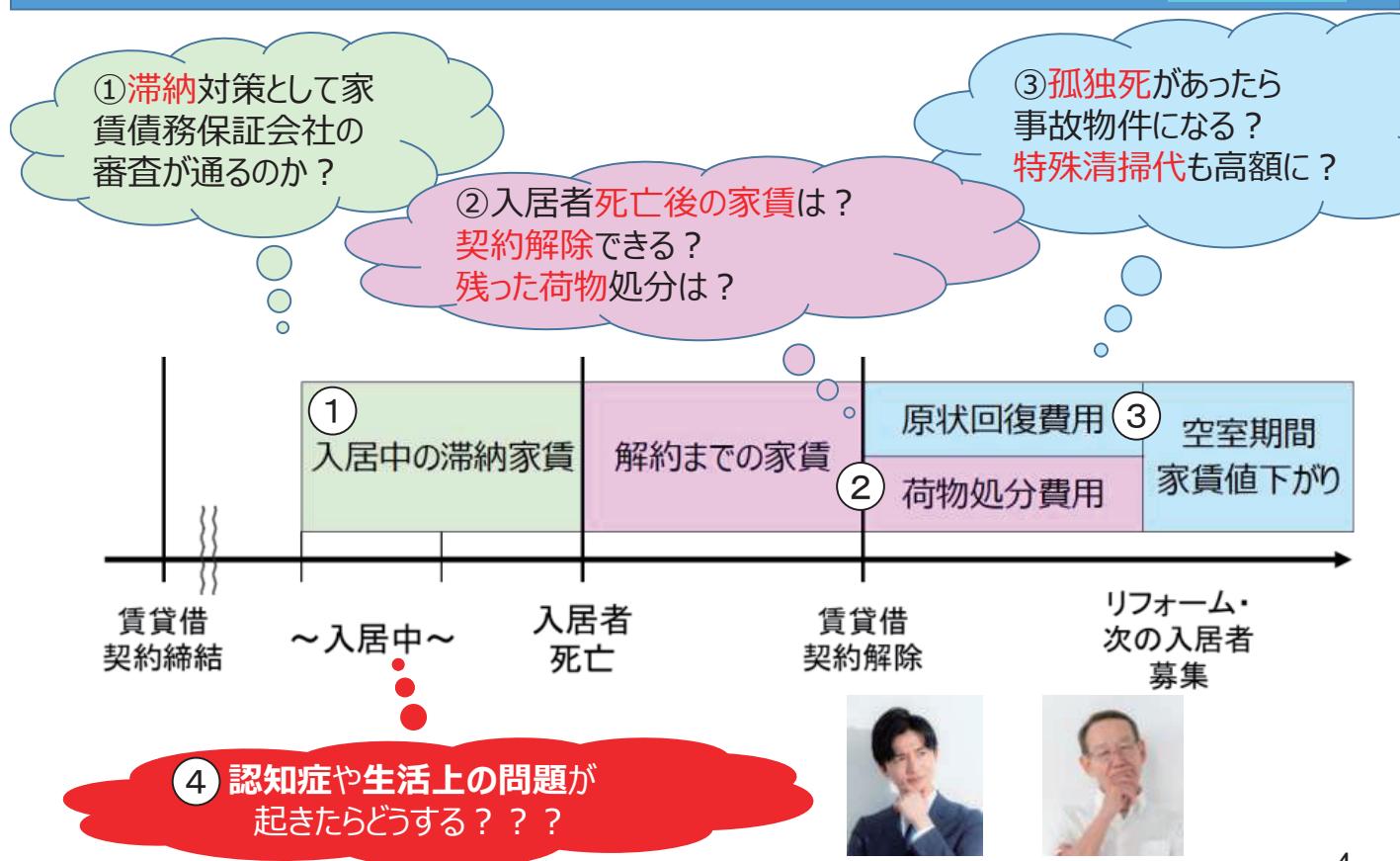


Copyright ©2025House Mate Partners Co., Ltd. All Right Reserved.

3

高齢入居者を受け入れる際の不安

①②③は「お金の悩み」で、各種解決策が見えてきているが、④は？？

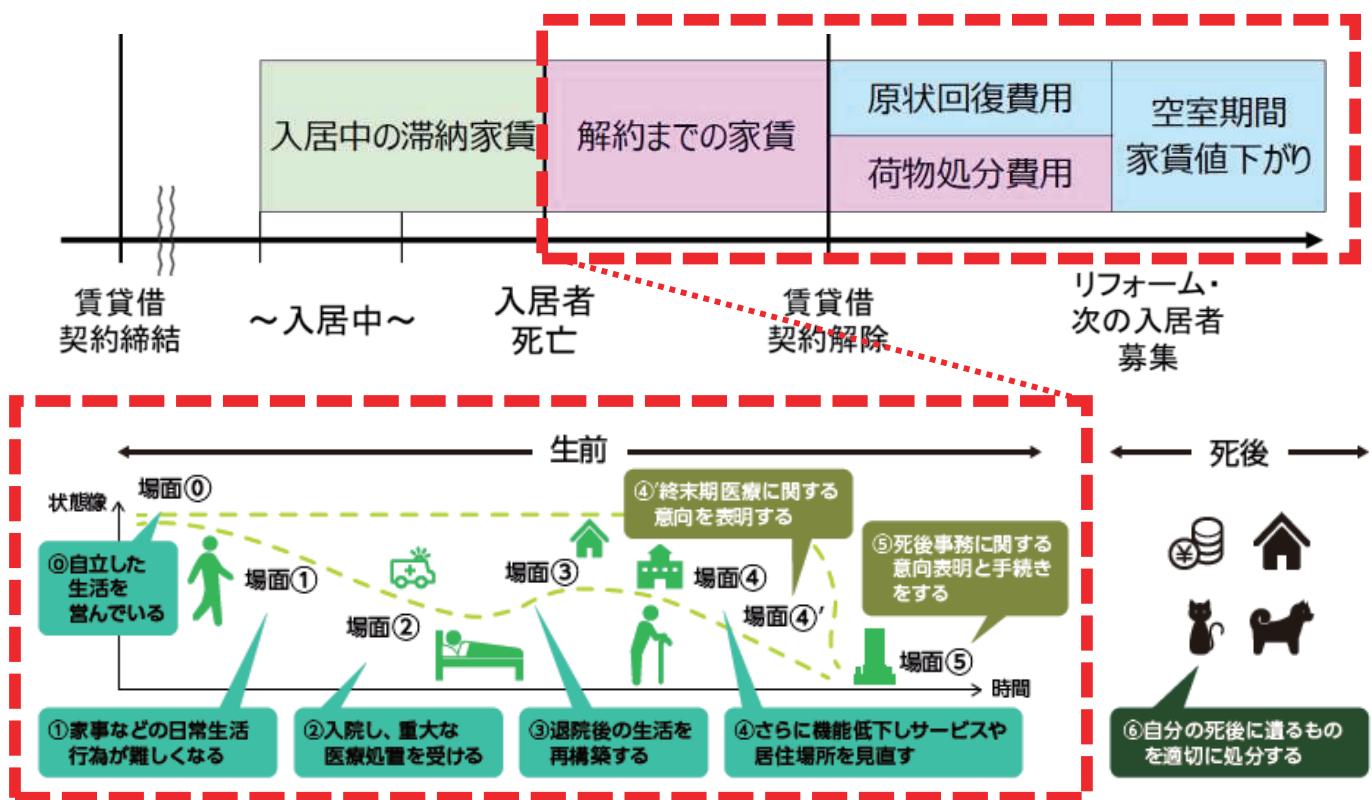


Copyright ©2025House Mate Partners Co., Ltd. All Right Reserved.

-52-

4

今、賃貸管理業界が直面しているターニングポイント 「実は亡くなる前の暮らしに大きな課題がある」ということが分かつてきた！！

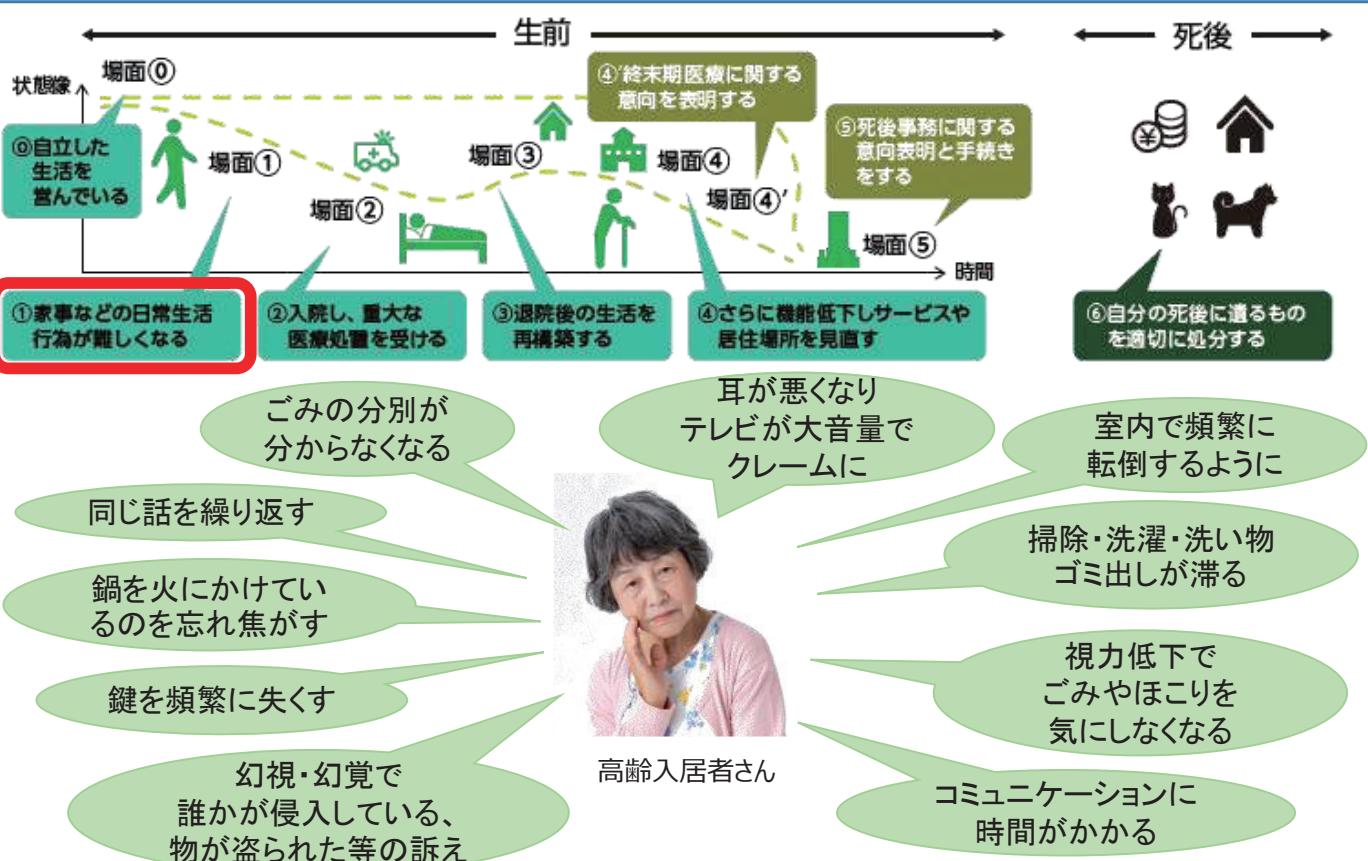


Copyright ©2025House Mate Partners Co., Ltd. All Right Reserved.

出典:日本総合研究所「個・孤の時代の高齢期」

5

「家事などの日常生活行為が難しくなってから、医療や介護に繋がるまで」 の間に、管理会社としての大きな試練がある



Copyright ©2025House Mate Partners Co., Ltd. All Right Reserved.

出典:日本総合研究所「個・孤の時代の高齢期」

6

仲介会社、大家さん、管理会社にとって、高齢入居者さん独特の対応は業務に入っておらず、対価も発生していなかったので、未経験の分野

部屋探し＝仲介会社

物件の調査・説明
(宅建業法35条)
誠実な不動産取引
(宅建業法31条)



物件を適切な状態で
提供(民法601条)
不具合を修繕
(民法606条)

物件管理＝管理会社



賃貸人からの委託に
より賃貸住宅の維持
保全
家賃その他の金銭
管理
(賃貸管理業法2条)

貸主＝大家さん



Copyright ©2025House Mate Partners Co., Ltd. All Right Reserved.

7

「地域包括支援センターや社会福祉協議会に相談すればいいのでは？」
「医師の診断で介護認定できるのでは？」と言われるが…

身体機能の低下はサポートの話をしやすいが
認知機能の低下は話の持て行き方が難しい
「本人は拒絶」「ご家族も現状を望む」ケースが多い

要支援、要介護になっても
常に誰かが見守るわけではないので
色々と起こり続ける

「福祉サービスに繋げばよい」と
言われるが、繋ぐのが案外難しい。
繋いでも全てが解決するわけではない。
認識が甘かった…



Copyright ©2025House Mate Partners Co., Ltd. All Right Reserved.

8

ご本人、ご家族の気持ちに寄り添っていかないと上手くいかない
もっと早めに人間関係を作つておくべきだった…



ご家族

ずっとここに住んでいたい
(現状を変えたくない)



高齢入居者さん



行政職員

ご本人の意思を尊重しないと… (人権の問題)



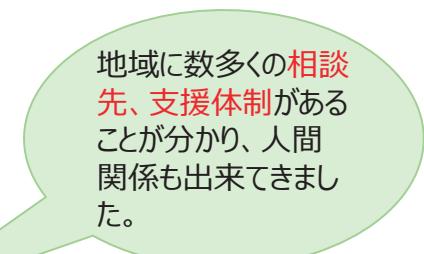
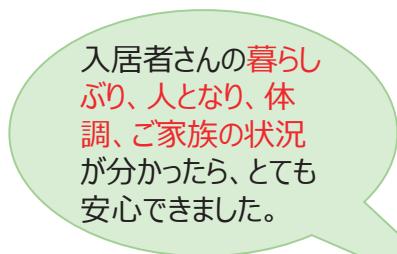
地域包括 支援センター職員



管理会社社員

見守りサービスを付けたはいいが、誤報が頻発！どうすれば…？

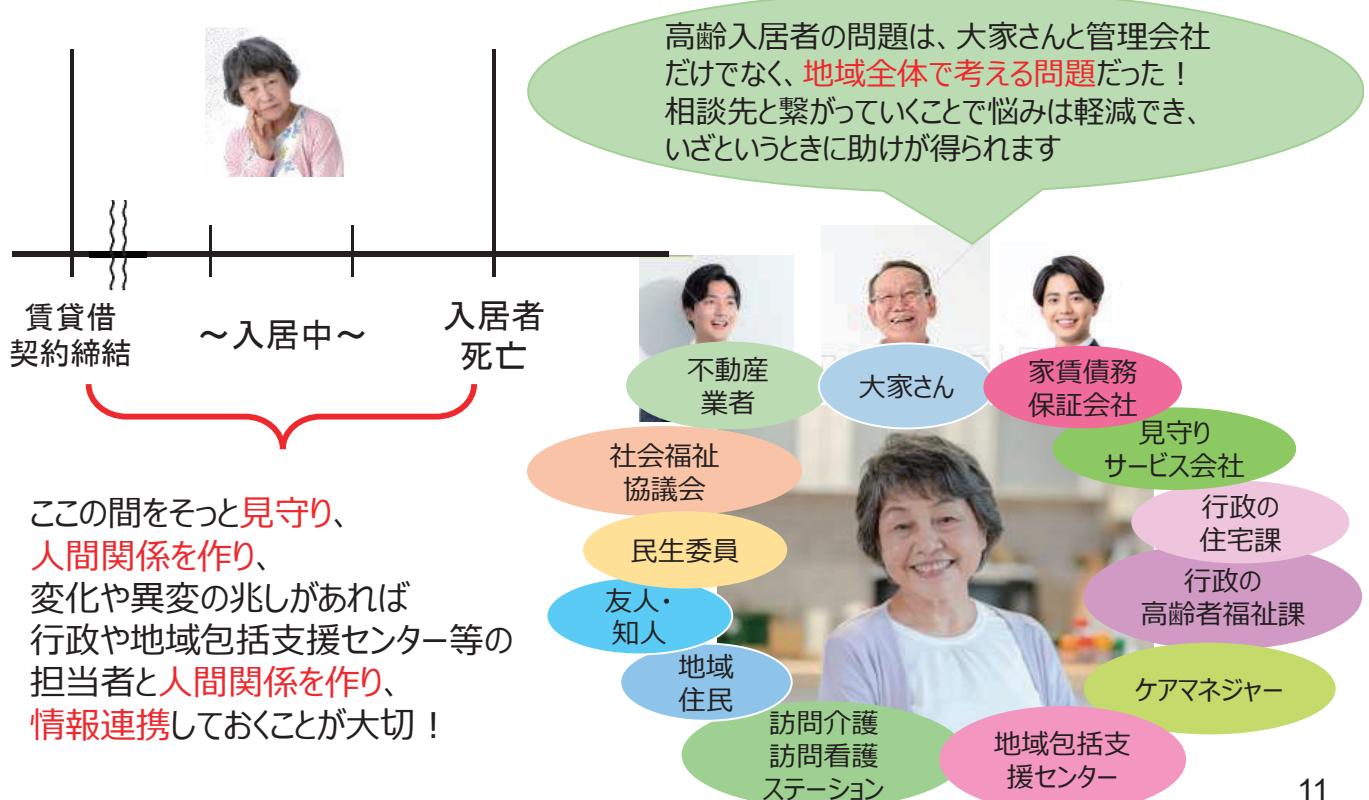
まずは現状把握から！と、高優賃の入居者さんに訪問・アンケートを実施
区役所・包括・社協にも相談できるようになり、新たなターニングポイントが



高齢者対策チームのメンバー

高齢入居者が不安だったのは、相手を**知らなかったから**
連携先を知らなかったからだったのか…！

新たな問題に対応するには、早いうちから入居者さんやご家族と話し、行政等にも相談し、人間関係を作つておくことが問題を乗り越える鍵！



Copyright ©2025House Mate Partners Co., Ltd. All Right Reserved.

11

もはや逃げられない、やらねばならない段階なので
前向きに、出来ることから挑戦していきたい。
でも不動産会社だけでは難しいので、
行政、福祉関係の皆さんと一緒にやっていきたいです。

Copyright ©2025House Mate Partners Co., Ltd. All Right Reserved.

-56-

12



県担当者の ターニングポイント

静岡県くらし・環境部建築住宅局

住まいづくり課 清水 藤太

自己紹介



静岡県データ



人口：約360万人

市町：23市12町

特徴：富士山、温泉、うなぎ、駿河国など

清水データ



・建築職

・SN担当3年目

・民間企業から県職員に転職し、公共施設の
整備、許認可、計画などを担当

静岡県SNデータ



SN法人：29法人

協議会：3協議会(菊川市・伊豆の国市・湖西市)

R7予算：約240万円(△国費)



住宅セーフティネット担当に着任

主な業務内容

- ✓ 居住支援法人の指定・認可
- ✓ セーフティネット住宅の登録
- ✓ 国からのメールの転送
- ✓ 年1回県協議会の総会
- ✓ 市町居住支援協議会の設立促進(所属の懸案事項)



引継ぎ事項



ミッション「市町居住支援協議会の設立促進」

…与えられた手法は「市町に働きかけ」

当時の私に刺さった一言

当時の思考回路

- ✓ 福祉関係は何となく苦手、何となく憂うつ。
- ✓ 担当となったからには役割を全うせねば。
- ✓ しかし、静岡県ではそれまで体制整備について何も進めてきておらず、ノウハウがない。

そんなときにちょうど良く国交省伴走支援プロジェクトの募集→採択

R5.7.26 初回打合せにて

TURNING POINT ①

清 水「アンケートをとってやる気のあるところを説得しようと考えています。」

牧嶋委員「県が何も知らないんじゃ市町に熱は伝わらない。まずは現場を知り、身近な関係者と課題を共有するところから。焦りすぎ。」

そこからやってきたこと



主にやってきたこと

必要性認識

課題把握

- 居住支援法人との対話
(不動産業者、福祉法人、NPO)
○ ○
- 市町へのヒアリング
○ ○
- Web研修を聞きまくる。※
△ △
- 県のケースワーカーに聞き取り
○ ○
- 福祉会議に参加
○ ○

※地域の課題は資料や研修などでは得られない…。

- ✓ 出向いて関係者の話を聞くことで、必要性・課題に気付く。
- ✓ 現在も継続中。知らなかつた課題が多い。

見えてきたいいろいろな課題



市町住宅部局のこと

- 居住支援は福祉の話？ ○ 上層部の理解
- 人手不足？ ○ ソフト事業が不慣れ
- 発注者（官）—受注者（民）感覚
- 公営住宅係のドライ対応（募集・管理・整備が仕事）
- 公営住宅の老朽化・ストック減少・抽選制度
- 不動産・福祉業界のことがわからない
- 現場が遠く課題感がピンと来ない

市町福祉部局のこと

- 住まいの相談は住宅部局マター？
- 既存会議体とのかぶり感
- 人手不足？ ○ 相談委託先への丸投げ
- 住まい相談に無関心
- 特定の不動産業者が紹介できない
- 不動産業界のことがわからない

不動産業界のこと

- 大家との関係性 ○ 家賃債務保証の審査
- 団体と各店舗における考え方のズレ
- 福祉団体との関係の薄さ
- 福祉の業でないことの周囲の理解

福祉業界のこと

- 制度の狭間 ○ 貧困ビジネス
- シャドーワーク ○ 人手不足
- 不動産業界のことがわからない

居住支援法人のこと

- 抱える課題の多さ ○ 収入源
- 行政への不満 ○ 何でも屋？
- 関係団体が正しく理解していない
- 支援方法のグレーゾーン

TURNING POINT ②

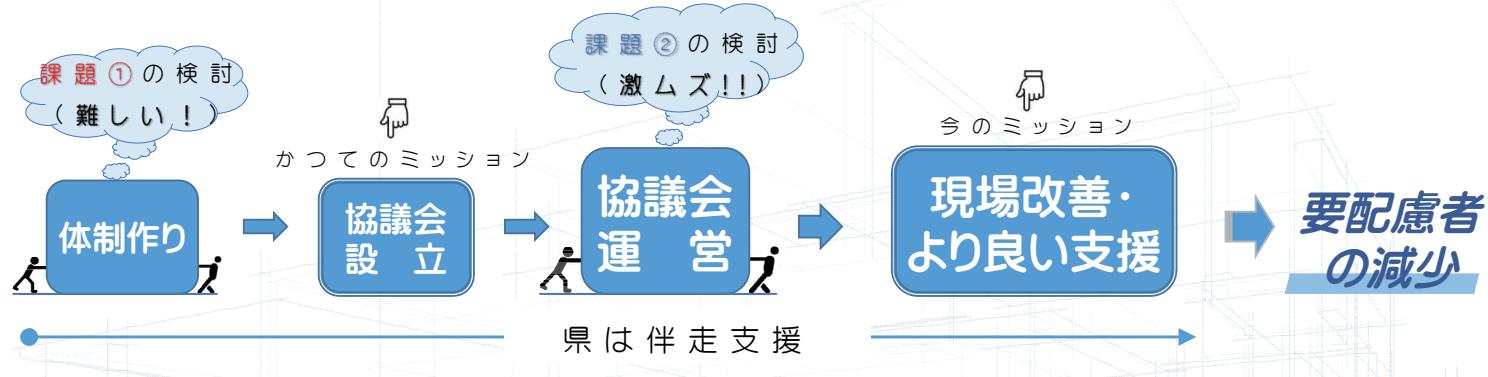
- ①「設立までに解消していくもの」
 - ②「協議会設立以降に検討していくもの」
- に分けることでハードルが下がり、やるべきことがハッキリした。

協議会設立は通過点に過ぎなかった



課題①「設立までに解消していくもの」…体制作りの課程で検討

課題②「協議会設立以降に検討していくもの」…協議会(チーム)で検討



TURNING POINT ③

ここで始めて業務の全体像が見え、ミッションが変わった。

ミッション「~~市町居住支援協議会の設立促進~~」
「現場改善・より良い支援」

県は支援のスペシャリストでなくていい



主体は市町

TURNING POINT ④

県はスペシャリストでなくていいことに気づき、変なプレッシャーから解放！

✓ 話を聞いて、一緒に考える「コンサルタント」

✓ 必ずしも県が方向性を導く必要はなく「コーディネーター」

県による市町支援の流れ

傾聴

まずは市町の話を聞く。

コンサルタント

きづき

課題①「設立までに解消していくもの」を把握
→ 対策を一緒に考える。

コンサルタント

つなぎ

ヒアリング・勉強会・意見交換etcに向け、
○見聞きした課題、先進事例、有識者から得た情報を提供
○県関係課・関係団体・SN法人等の仲介
○県の手札を駆使
(SN法人、県協議会、県関係課・団体、SN住宅、居サポート住宅)

コーディネーター

↓目的ではない

見守り

課題②「協議会設立以降に検討していく課題」
の解決に向け、一緒に悩む。

コンサルタント &
コーディネーター

- ① 県も市町も、“わがまち”の現場を知らなければ、必要性も課題もわからない。
体制整備の目的、方向性もわからない。
- ② 課題は「設立までに解消していくもの」と「協議会設立以降に検討していくもの」に分けると進めやすい。
- ③ 目指すところは「協議会設立」ではなく、「現場改善・より良い支援」(大変なのは設立後)
- ④ 県は必ずしも答えを持っている必要はなく、**コンサルタント**役、**コーディネーター**役として市町を支援

ご清聴

ありがとうございました



令和7年度 居住支援全国サミット

国土交通省・厚生労働省